

火 災 事 例

目 次

2-1	放火	224
2-2	たばこ	226
2-3	火遊び	228
2-4	ライター	229
2-5	花火	230
2-6	電気設備機器	232
2-7	ガス設備機器	234
2-8	石油設備機器	236
3-1	天ぷら油火災	238
3-2	危険物類	240
3-3	エアゾール缶等	242
3-4	爆発火災	244
3-5	社告品	246
4	火災による死傷者	248
5-1	高齢者	250
5-2	工事	252
5-3	着衣着火	254
6-1	住宅火災	256
6-2	飲食店	260
6-3	百貨店・物品販売店舗等	262
6-4	旅館・ホテル・宿泊所	264
6-5	病院・診療所	266
6-6	学校	268
6-7	工場・作業場	270
6-8	倉庫	272
6-9	事務所	274
6-10	防火管理義務対象物	276
6-12	危険物施設	278
6-13	車両	280
7	消防用設備等の活用状況	282
8	延焼拡大・避難状況	284

2-1 放 火

事例1 「ピロティに置かれた建築資材に放火され建物内へ延焼し死者が発生した火災」

出火時分 5月 2時ごろ

出火場所 敷地内

被害状況 建物全焼1棟、部分焼1棟、ぼや2棟 計4棟 123㎡等焼損 死者1人

概 要

この火災は、作業場併用住宅の1階ピロティに置かれた建築資材から出火し、さらに、ピロティ内にある玄関から建物内へ延焼しました。

出火原因はピロティに置かれた建築資材に放火されたものです。

近隣者が自宅にいたところ、大きな音と共にオレンジ色の光を窓越しに見たので窓を開けると、作業場の1階付近から炎が出ているのを発見しました。

火災を発見した近隣者は、同居している両親に火災を知らせ、母親が自宅の電話から119番通報しました。なお、通報後に火災が急激に拡大したため初期消火は行われませんでした。

この火災で、2階にいた居住者（60歳代男性）が、避難する際、1階ピロティで火炎に煽られ全身に火傷を負い亡くなっています。

教 訓 等

出火箇所であるピロティには、建築資材やダンボールなどの可燃物だけでなく、油性塗料缶やスプレー缶が多量に置かれていました。このことが、火災が大きく延焼した要因の1つと考えられます。

誰でも入ることができる場所に燃えやすい物を放置すると、放火される危険性が高くなります。また、通路や階段に物を置くことで、避難の障害となります。

放火を防ぐためには、建物の周囲を整理整頓し、放火されない環境づくりが必要です。さらに町会・自治会・消防署などが互いに連携して住民に注意喚起することも必要です。

写真 2-1-1 消防隊到着時の延焼状況



写真 2-1-2 建物全体の状況

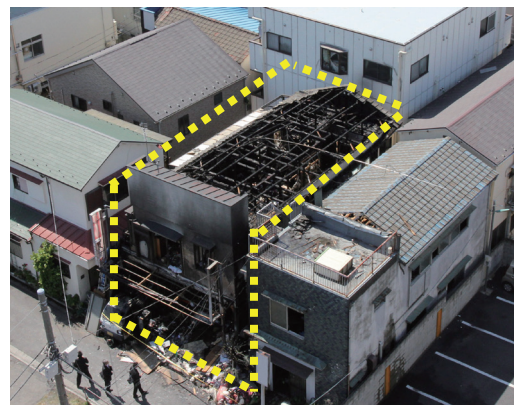


写真 2-1-3 ピロティ部分の状況



事例2 「作業場敷地内の外周部に灯油を撒かれ放火された火災」

出火時分 4月 20時ごろ

出火場所 敷地内

被害状況 建物全焼1棟、ぼや1棟、計2棟45㎡、外壁3㎡焼損

概要

この火災は、作業場の外周部から出火し、作業場内及び隣接する作業場へ延焼拡大したものです。

出火原因は、何者かが作業場敷地内に侵入し作業場の外周部に置かれた部品ケースに灯油を撒いて放火したものです。

従業員（40歳代男性）が作業場から帰宅する途中に塀越しに敷地内の作業場から炎が上がっているのを発見しました。火災を発見した従業員は近隣の商店に駆け込み、店主に119番通報するように依頼し、依頼を受けた店主は店の電話で119番通報しました。その後、従業員と店主は粉末消火器を使って初期消火を行いました。

教訓等

この火災は、出火箇所付近から灯油の成分が検出されており、行為者が作業場を広範囲に延焼させようという意図がみられることから、非常に悪質な放火であると言えます。

この作業場は敷地内に入出入りするためのゲートが3箇所あり、各ゲートはナンバー式南京錠で施錠されていました。しかし、開錠ナンバーは従業員全員が知っており誰でも開けることができました。ゲートの入退場管理を徹底すると共に、防犯カメラの設置や警備員の配置など、新たな防火防犯対策を講じる必要があります。

この火災の火元作業場では危険物の貯蔵及び取扱いはありませんが、作業場や工場等では、危険物を取り扱うことがあります。屋外に置かれた危険物に放火されたり、建物内の危険物が延焼拡大の要因になる可能性があるので、危険物を貯蔵及び取り扱う場合は保管管理を徹底し、危険物の持出しが容易にできないようにしましょう。

写真 2-1-4 作業場内の焼損状況



出火箇所

写真 2-1-5 出火箇所付近の状況



出火箇所

2-2 たばこ

事例 1 「高層建物のベランダから出火した火災」

出火時分 9月 8時ごろ
用途等 複合用途（共同住宅・診療所） 耐火造 43/3 延 92,636 m²
防火管理 該当選任あり 消防計画あり
被害状況 建物部分焼 1 棟 27 階 9 m²、内壁等 33 m²焼損 負傷者 1 人
概要

この火災は、共同住宅の 27 階ベランダ部分から出火したものです。出火住戸には 1 世帯 3 名が居住しており、火災が発生した時に住戸にいたのは女性（90 歳代）1 人でした。

出火原因は、火元居住者（20 歳代女性）がベランダでたばこを吸った際、大量の吸殻が溜まった灰皿でたばこをもみ消したため、灰皿内の吸殻が無炎燃焼を継続し、時間の経過と共に吸殻が灰皿からこぼれ、ソファに着火し出火したものです。

火元建物 30 階の居住者が、窓越しに黒い煙が上がっているのを発見したため、ベランダに出ると、下の階から煙が出ていたため、自宅の電話から 119 番通報しました。

複数の火元建物居住者が電話で防災センターに火災を知らせたため、防災センター勤務員が 27 階へ上がりました。出火住戸に入ると炎が天井まで達しており、初期消火不可能と判断し火元居住者を避難誘導しました。火元居住者は避難の際に煙を吸って負傷しています。

教訓等

灰皿に吸殻が溜まった状態にしておくと、消しきれなかったたばこの火種が吸殻に着火し無炎燃焼を継続した後に火災の危険性があります。灰皿はこまめに清掃し、吸殻は水をかけるなどして完全に消えたことを確認するようにしましょう。

喫煙できる場所が少なくなっている昨今、蜚族と呼ばれるベランダでたばこを吸う人が増えており、たばこが原因でベランダから出火する火災も増加しています。高層階のベランダは風通しがよく、空気の流れが激しいため、火災が発生すると短時間で延焼拡大してしまいます。灰皿の周辺には可燃物を置かないようにしましょう。

写真 2-2-1 出火したベランダの状況



写真 2-2-2 ベランダから発見された吸殻の状況



事例2 「寝たばこにより出火し死者1人が発生した火災」

出火時分 6月 3時ごろ
用途等 共同住宅 耐火造 8/0 延 2,944 m²
防火管理 該当选任あり 消防計画あり
被害状況 建物部分焼 1棟 床 1 m²等焼損 死者 1人
概要

この火災は、共同住宅の6階居室から出火したものです。

出火原因は、火元者（80歳代男性）が布団の上で寝たばこをした際に、たばこの火種が布団に落下したことに気付かず寝込んだため、布団から出火したものです。

足腰が弱く寝たきり状態の火元者は、玄関ドアに鍵をかけず、新聞配達員に玄関から新聞を投げ入れてもらっていました。

出火当日も新聞配達員が火元住戸に配達へ来て、玄関ドアを開けて新聞を投げ入れようとしたところ、居室内に煙が充満しているのを発見しました。新聞配達員は近隣交番へ駆け付けて警察官に火災を知らせました。知らせを受けた警察官は警察署に連絡し、警察署から119番通報されました。

初期消火は行われていません。

この火災で、火元者が出火箇所である布団上で発見され、搬送後病院で亡くなっています。

教訓等

布団の上でたばこを吸って、たばこの火種が布団に落ちたことに気付かずに就寝したり、外出したりし、その後火災になることがあります。

たばこの火種は布団などに落下しても、すぐには燃え上がらず、長時間無炎燃焼を継続する 경우가多く、その際に発生する煙や一酸化炭素により、身体が自由が奪われ、避難ができなくなってしまうことがあります。寝たばこは非常に危険です。

写真 2-2-3 出火室の布団とじゅうたんの焼損状況**写真 2-2-4 布団とじゅうたんを介して延焼した状況**

2-3 火遊び

事例1 「火遊びにより 57 平方メートルが焼損した火災」

出火時分 7月 14時ごろ

用途等 共同住宅 耐火造 6/1 延 2,433 m²

被害状況 建物部分焼 1 棟 1 階 57 m²、外壁 40 m²焼損 負傷者 1 人

概要

この火災は、共同住宅の 1 階居室から出火したものです。

火元住戸は 4 人家族で、出火時は子供（小学生）が一人で留守番をしていました。

出火原因は、子供がライターで折り紙に火を点けて遊んでいて、室内の衣類等に着火し出火したものです。

出火建物の 3 階に居住する住民 1 人が避難中に煙を吸い、負傷しました。

出火建物の 1 階に居住する女性が外出先から帰宅したところ、火元住戸から出てきた子供から火災を知らされ、玄関ドアから煙が噴出してくるのを発見し、自宅にいた自分の娘に 119 番通報を依頼しました。

近隣建物に居住している男性が消火器を搬送して初期消火しましたが、消火できませんでした。

教訓等

使い捨てライター等は、平成 23 年 9 月 27 日以降、スイッチが固いものや 2 段階式等の C R（チャイルドレジスタンス）機能を搭載し、基準に適合した P S C マークが表示されたものでなければ販売できなくなりましたが、それ以前に販売されたライターを使用した火遊びによる火災は多く発生しています。

子供の火遊びによる火災を防ぐため、P S C マークの表示があるライターを使用するとともに、ライターを子供の手が届かないところに保管しましょう。また、日頃から子供に火災の恐ろしさや火の取扱いについて教育することも大切です。

写真 2-3-1 出火室の状況



写真 2-3-2 ライターの状況



2-4 ライター

事例1 「ライターのスイッチが誤って入ったことにより出火した火災」

出火時分 3月 11時ごろ

用途等 住宅 準耐火造 3/0 延 196 m²

被害状況 建物ぼや1棟 木製吊戸棚1等焼損

概要

この火災は、住宅の2階洗面所にある吊戸棚内から出火したものです。

出火原因は、火元者（70歳代女性）が洗濯用粉末洗剤の入った箱を吊戸棚内に収納した際に、吊戸棚内部の奥にあった電子ライターを押し込んでしまい、点火スイッチが入り、洗濯用粉末洗剤の箱に着火したものです。

火元者が洗剤を洗濯機内に投入した後、洗剤の入った箱を吊戸棚へ置き、居間でテレビを見ていたところ、住宅用火災警報器の警報音がしたため洗面所へ行くと、洗濯機の上に設置されている吊戸棚と洗剤の入った箱の間から炎が上がっているのを発見しました。火元者は風呂場で洗面器に汲んだ水をかけて消火し、所轄消防署に自宅の電話から通報しました。

教訓等

この火災は、吊戸棚の奥に電子ライターを置き忘れたことにより発生しています。

スイッチを一方向に押すだけで点火するタイプの電子ライターを無造作に置いておくと、気付かないうちに物が接触したり、戸を開け閉めした際にスイッチを押し込んでしまい、思わぬ所から火災になる危険があります。ライターの危険性を十分に認識し、取扱方法や保管場所には注意を払うことが大切です。

写真 2-4-1 吊戸棚の状況



写真 2-4-2 ライターの状況



2-5 花 火

事例 1 「手持ち花火の火花で着ていた衣服に着火した火災」

出火時分 7月 19時ごろ

出火場所 道路上

被害状況 衣服若干焼損 負傷者 1名

概 要

この火災は、手持ち花火の火花が衣服に着火し出火したものです。

出火原因は、女兒が点火させた花火を手を持ったまま歩いた際、着ていた衣服に着火し出火したものです。

近隣住民が集まり大人 7 人、子供 9 人でバーベキューをした後、子供達が道路に出て手持ち花火を始めました。手持ち花火を点火させた女兒が母親（30 歳代女性）の方へ歩いて行った際、花火の火花が衣服に着火し燃えあがりました。母親が火を手でたたき消し、一緒にいた女性が用意してあったバケツの水をかけて消火しました。母親は別の女性に通報を頼み、頼まれた女性は自宅に戻り自宅の電話で 119 番通報しました。

教 訓 等

花火の火花は思わぬ方向へ飛ぶことがあり、手に持ったまま歩いたり走ったりすると衣服などに着火してしまう危険性があります。服装についても注意を払い、燃えにくい素材のものを選ぶようにしましょう。

この火災は、花火で遊ぶ子供に大人が付き添い、消火用のバケツが用意されていたにも関わらず起きてしまいました。特に小さな子供に花火をさせる時は、親がしっかりと監視して、事故を防ぐことが大切です。

写真 2-5-1 消火用に用意されたバケツの状況



写真 2-5-2 焼損した衣類の状況



事例 2 「使用済みの花火の処理が不適切なため出火した火災」

出火時分 8月 21 時ごろ

出火場所 ごみ捨て場

被害状況 ごみ若干焼損

概 要

この火災は、ごみ捨て場に置かれた可燃ごみ専用ボックスから出火したものです。

出火原因は、可燃ごみ専用ボックスに捨てられた噴出し式花火の火種が残っていたため、周囲の可燃ごみに着火し出火したものです。

通行人が出火場所近くのコンビニエンスストアに買物へ行く途中に、何かが燃えているようなにおいを感じたため周りを確認すると、ごみ捨て場に置かれた可燃ごみ専用ボックスから煙が出ているのを発見しました。火災を発見した通行人は自分の携帯電話で 119 番通報しました。初期消火は行われませんでした。

教 訓 等

使用した花火は、火種が完全に消えずに残っている場合があります。その状態で可燃ごみと一緒に捨ててしまうと、残った火種が可燃ごみに着火して出火してしまう危険性があります。

花火を使い終わった後は、水に浸して残った火種を確実に消してから捨てるようにしましょう。捨てる際にも花火と燃えやすい可燃ごみを同じ袋に入れないなどの配慮が必要です。

花火（玩具用）が出火原因である火災は平成 21 年から平成 25 年までの 5 年間で 92 件発生しており、その内 62 件が 6 月から 8 月にかけて発生しています。こうした事実から、自治会や町会など、地域が連携して使用済み花火の廃棄方法について注意喚起することも必要です。

写真 2-5-3 可燃ごみ専用ボックスの状況



写真 2-5-4 捨てられた花火の状況



2-6 電気設備機器

事例1 「ナースコールの制御基板内に金属製事務用クリップが入り込み短絡した火災」

出火時分 8月 20時ごろ

用途等 病院 耐火造 9/3 延 20,562 m²

防火管理 該当選任あり 消防計画あり

被害状況 建物ぼや ナースコール制御基板、配線被覆各若干焼損

概要

この火災は、病院の6階ナースセンター内から出火したものです。

出火原因は、看護師が使用していた金属製事務用クリップが、ナースコール制御基板内部に落ち、基板に取り付けてあるヒューズとコイルに金属製事務用クリップが接触したため、短絡し出火したものです。

看護師がナースセンター内のナースコール付近で事務をしていると、焦げ臭いにおいがしてきたので付近を見ると、ナースコール制御盤の上部から火花が出ているのを発見し、ナースセンター内に設置してある直通電話から119番通報しました。

初期消火は行われていません。

教訓等

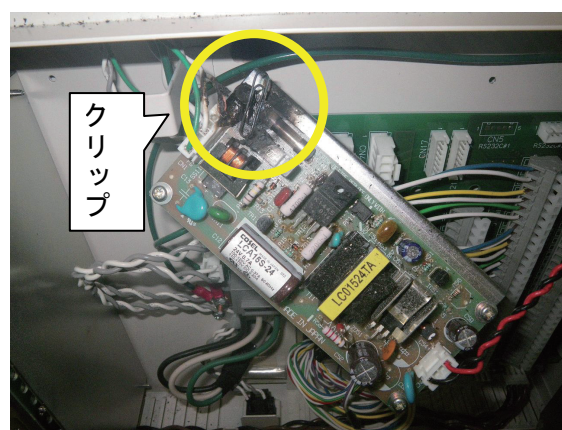
制御盤などの精密機械保護カバーには、放熱のためにメッシュ状の穴が開いています。

看護師は、使い勝手がいいという理由で、制御盤の上に物を置いていたようです。制御盤のような精密機械に金属製事務用クリップや画鋏などの金属製の小さな部品が入り込まないように、周囲の整理整頓や制御盤の上に物を置けないように対策を講じる必要があります。

写真 2-6-1 制御盤内部の状況



写真 2-6-2 金属製事務用クリップの状況



事例2 「冷蔵庫の電源コードが短絡して出火した住宅火災」

出火時分 1月 14時ごろ

用途等 住宅 防火造 2/0 延 69 m²

被害状況 建物部分焼 1棟 1階 6 m²焼損

概要

この火災は、住宅の1階リビングキッチンから出火したものです。

出火原因は、リビングキッチンに設置されていた冷蔵庫と背面に置いていた木製棚に電源コードが挟まれた状態で10年以上使用していたため、半断線した電源コードが発熱を伴って短絡し出火したものです。

出火建物の近所に居住している女性が、帰宅途中に火元建物1階から白煙が出ているのを発見したので急いで帰宅し、自宅にいた妹に知らせて通報と初期消火を分担した後、自宅の電話で119番通報しました。

妹は、自宅の庭の散水栓からホースを延ばして建物の窓に向かって放水していると、隣接住宅の男性が火災に気づき、協力して消火を試みましたが消しきれませんでした。

教訓等

火元建物の冷蔵庫などの大型電気製品は、10年以上機器の移動やコンセントの抜き差しをすることなく、長期間使用されていました。電気製品の器具コードを床面に敷設している場合は、敷設していることに気付かず、他の物品などを置いて、器具コードが踏まれた状態となり、半断線することがあります。

年末の大掃除や衣替えの時季などに電源コードの点検、清掃を行うなど、定期的な実施を習慣づける必要があります。

写真 2-6-3 出火箇所付近の状況



写真 2-6-4 電源コードの短絡の状況



2-7 ガス設備機器

事例1 「ガス鉄板焼器の設定を誤ったため出火した火災」

出火時分 10月 10時ごろ

出火場所 大学敷地内

被害状況 遮熱板若干、ベニヤ板若干焼損

概要

この火災は、大学敷地内で学園祭の準備で設定していたガス鉄板焼器から出火したものです。

出火原因は、学生数人がガス鉄板焼器を設定していたところ、誤ってこんろ部を上下逆向きに取り付けたため、炎口が下向きとなり、こんろの炎がガス鉄板焼器の下に敷いていた木製遮熱板に着火し出火したものです。

学生Aと学生Bが、こんろ部を上下逆向きに取り付けたことに気付かずに、ガス鉄板焼器に点火して30分経過したころ、ガス鉄板焼器の周囲から白煙が出始め、さらに数分後に白煙の量が多くなってきたので、ガス鉄板焼器を確認するとこんろ部下部付近から炎が出ているのを発見し、こんろの器具栓及びプロパンガスの元栓を閉鎖しました。

学園祭実行委員の女性は、携帯無線でガス鉄板焼器から白煙が出ていることを聞き、駆け付けて確認すると炎が出ていたので、屋台脇に置いていた粉末消火器で消火しました。

大学職員が大学敷地内を歩いていると、粉末消火器を放射した跡があったので学生に確認した後、自分の携帯電話で所轄消防署へ通報しました。

教訓等

学園祭などのイベント行事では、一般人が業務用のガス設備機器を使用するため、設定や取扱いに不慣れなことによる火災発生が懸念されます。ガス設備機器を使用するときは、設定方法や取扱注意事項等について複数人で確認するなど、火災を起こさない対策が必要です。

写真 2-7-1 ガス鉄板焼器の誤った設定状況
(炎口が下向きになっている。)



写真 2-7-2 焼損した木製遮熱板の状況



事例2 「カセットこんろでニス入り4リットル缶を加熱中に出火した火災」

出火時分 9月 11時ごろ

用途等 倉庫 防火造 1/0 延 32 m²

被害状況 建物部分焼 1棟 天井 10 m²、内壁 4 m²等焼損

概要

この火災は、社会福祉施設敷地内の倉庫1階から出火したものです。

出火原因は、職員（60歳代男性）がカセットこんろに、ニス入り4リットル缶（以下「ニス缶」という。）を載せて加熱中、その場を離れて別の作業をしたため缶内のニスが過熱されて出火したものです。

職員が、すのこにニスを塗るために、ニス缶の蓋を開けたところ、ニスが固化していたため、カセットこんろにニス缶を載せて加熱しました。約10分加熱したところニスが溶け始めましたが、さらに時間を要すると思い、その場を離れて別の作業をしていたところ、爆発音がしたので倉庫を見ると、こんろ付近から炎が出ているのを発見しました。

事務棟2階で勤務していた園長は爆発音に気づき、窓を開けると倉庫から炎が出ていたので施設の電話で119番通報し、園長の指示のもと、職員8人が粉末消火器を使用して消火しました。

教訓等

固化した塗料などの危険物類を液化させるために、缶を直火にかけることは大変危険です。危険物類が発火するだけでなく、危険物類から出るベーパーに引火することも考えられます。さらに、缶を持つことができなくなるほど缶自体が熱せられて、思わぬ怪我をすることもあります。「急いでいるから」、「少しの時間だから」と安全を軽視したりせずに、正しく使いましょう。

写真 2-7-3 倉庫内の状況



写真 2-7-4 ニス缶の焼損状況



2-8 石油設備機器

事例1 「石油ストーブの上部に干していた洗濯物が落下して出火した火災」

出火時分 1月 19時ごろ

用途等 住宅 防火造 2/0 延 40 m²

被害状況 建物部分焼 1棟 1階 1 m²、天井 10 m²、石油ストーブ 1、衣類若干焼損

概要

この火災は、住宅の1階居室から出火したものです。

出火原因は、使用中の石油ストーブ上部の壁の長押に干していた洗濯物が石油ストーブの上に落下し、洗濯物に着火し出火したものです。

居住者（50歳代女性）が洗濯物を乾かそうとして、洗濯物を干したハンガーを石油ストーブ上部の壁の長押に掛けて入浴していたところ、居間で物音がしたので確認すると、石油ストーブの上に洗濯物が落下しており、洗濯物から炎が上がっているのを発見しました。

居住者は浴槽の湯を桶に汲んで5～6杯かけて消火しました。

初期消火後、近所に居住している息子に電話をかけ、息子が火災を確認後、自分の携帯電話で119番通報しました。

教訓等

冬季の雨天などの洗濯物が乾きにくい時期には、早く乾かそうとして石油ストーブの上部に洗濯物を干している人もいます。洗濯物を不安定な場所に干している場合、空気の対流により洗濯物が揺らいで落下する危険性があります。「石油ストーブから離れているから大丈夫」と判断せず、取扱説明書をよく読んで、正しく使用しましょう。

写真 2-8-1 石油ストーブの焼損状況



写真 2-8-2 焼損した洗濯物



事例 2 「石油バーナを使用中に建物に接炎して出火した火災」

出火時分 11 月 10 時ごろ

用 途 等 倉庫 木造 1/0 延 20 m²

被害状況 建物全焼 1 棟 部分焼 1 棟 ぼや 1 棟 計 3 棟 20 m²等焼損

概 要

この火災は、屋外で雑草の焼却作業中に石油バーナの火が倉庫の外壁に接炎し出火したものです。

出火原因は、学校勤務員（50 歳代男性）が校庭に生えている雑草を石油バーナで焼却中、炎が倉庫外壁の隙間から入り、倉庫内の紙類に着火し出火したものです。

建物付近で保線作業をしていた作業員は、作業中にふと顔を上げると倉庫から煙が上がっているのを発見し、校庭にいた学校勤務員に大声で知らせました。

学校勤務員は、保線作業員から火災を知らされ、振り向くと倉庫から煙が上がっていたので、119 番通報するために校舎へ戻り、通報依頼をして近くにあった消火器 2 本を搬送して消火を試みましたが、消しきれずに避難しました。

学校勤務員から知らせを受けた学校長は、屋外を確認すると倉庫が燃えていたので、学校の加入電話で 119 番通報しました。

教 訓 等

建物の縁に生えている雑草を焼却しようと、石油バーナなどの有炎機器を使用すると、建物外壁などに接炎して壁内の可燃物などに着火することがあります。外壁がモルタルや A L C、サイディングなどの防火構造の場合、外見上、着火したのかが分かりにくく、煙が出て初めて気付くことになります。雑草を焼却する場合は、周囲の可燃物に注意を払い、消火準備を万全にしてから作業することが必要です。

写真 2-8-3 出火箇所の状況



写真 2-8-4 建物内部の焼損状況



写真 2-8-5 石油バーナの状況



3-1 天ぷら油火災

事例 1 「調理油を加熱中に、その場を離れたため出火した火災」

出火時分 11 月 19 時ごろ

用途等 住宅 防火造 2/0 延 136 m²

被害状況 建物ぼや ガステーブル 1、換気扇 1、給湯器 1 等焼損 負傷者 3 人

概要

この火災は、住宅の 1 階台所から出火したものです。

出火原因は、火元者の妻（50 歳代）が夕食準備のためフライパンに調理油を入れガステーブルで加熱中に、来客があったため火を消さずにその場を離れ、来訪者と話し込んだため調理油が過熱し出火したものです。

1 階の玄関にいた火元者の妻は、台所から物音がしたため台所へ戻ると、フライパンから炎が上がっているのを発見しました。

初期消火は、火元者の妻から火災の知らせを受けた来訪者が台所に駆け付け、近くにあった別のフライパンを被せた後、バケツに汲んだ水をかけて消火しました。

火元者の妻から火災の知らせを受けた火元者の母親が、自宅の電話で 119 番通報しました。

この火災により、火元者の妻、火元者の母親、来訪者の 3 人が煙を吸うなどして負傷しています。

教訓等

火元者の妻は、2 口ガステーブルの調理油過熱防止装置が付いていない側のコンロを使用していました。また、台所には A C 電源のガス複合型住宅用火災警報器が設置されていましたが、プラグを抜いていたため作動せず発見が遅れてしまいました。

揚げ物などをする時は、調理油過熱防止装置が付いているコンロを使用すること、調理中はその場を離れないこと、日頃から住宅用火災警報器等の設備が正常に作動するように維持管理することなどが、天ぷら油火災の出火防止、延焼拡大防止に重要です。

写真 3-1-1 出火室の焼損状況



写真 3-1-2 ガステーブルの状況



写真 3-1-3 警報器の状況



事例2 「飲食店の厨房から出火し、スプリンクラー設備が奏効した天ぷら油火災」

出火時分 3月 22時ごろ
用途等 複合用途（飲食店・共同住宅等） 耐火造 27/2 延 42,240 m²
防火管理 該当選任あり 消防計画あり
被害状況 建物ぼや 調理油若干焼損 負傷者1人
概要

この火災は、複合用途建物の2階飲食店の厨房から出火したものです。

出火原因は、2階飲食店の従業員（50歳代男性）が、天ぷらの調理に使用した鍋の油を廃棄するため、廃油凝固剤を入れて業務用こんろで加熱中、洗い物のためその場を離れたため、調理油が過熱し出火したものです。

従業員が洗い物をしていると、加熱していた調理油から煙が出ていることに気付き、こんろの火を止めようと思い近づいたところ、調理油から炎が上がるのを発見しました。

火災を発見した従業員は、調理油の入った鍋に他の調理器具を被せた後、水道の蛇口にホースを繋ぎ鍋に水をかけました。鍋に水が入ったため炎が大きく上がり、その後スプリンクラー設備が作動して鍋の火は消えました。

店長はスプリンクラー設備が作動して鍋の火が消えたことを確認しましたが、スプリンクラー設備の水が止まらないため、店内の電話で防災センターに連絡しました。連絡を受けた防災センター勤務員は、すぐに防災センターの電話で119番通報しました。

この火災により、初期消火を行った従業員が大きくなった炎で負傷しています。

教訓等

誤った方法による初期消火は、負傷や延焼拡大に繋がる危険性があります。天ぷら油火災の初期消火には粉末消火器を使用するなど、それぞれの火災に適合する消火方法を熟知しておくことが大切です。設置されている消防用設備等を有効活用するため、実践的な自衛消防訓練を実施することが必要です。

写真 3-1-4 厨房内の状況



写真 3-1-5 業務用こんろ周辺の状況



3-2 危険物類

事例1 「シンナーと混合した塗料の吹き付け作業中に出火した火災」

出火時分 10月 11時ごろ

用途等 工場 準耐火造 2/0 延 665 m²

被害状況 建物半焼 1棟 445 m²、ダクト 12m焼損 負傷者 1人

概要

この火災は、工場の1階塗装ブース内から出火したものです。

出火原因は、塗装ブース内で精密部品にシンナーと混合した塗料の吹付作業をしていた際、作業員が着ていた衣服に帯電した静電気が放電し、気化したシンナーに着火し出火したものです。

作業員（40歳代男性）がスプレーガンを使用し、塗料の吹付作業をしていると、突然塗料に火がつきました。作業員は周りにいた別の作業員に知らせ、知らせを聞いた作業員が近くに設置されていた粉末消火器を使って初期消火を行いました。消火できなかったため、事務所の電話で119番通報しました。

教訓等

シンナーは気化しやすく、小さな火源でも引火してしまう性質があります。シンナーなどの危険物類を取り扱う場合は、十分に換気を行い気化した危険物類が滞留しないように注意しなければいけません。また、静電気や電気機器のスパークが発生しないように、帯電防止用衣類を着用したり、防爆タイプの機器を使用したりする必要があります。

工場等で危険物類を取り扱う場合は、作業員への教育を徹底し、正しい知識を身につけさせましょう。危険物取扱者の資格を持った人物を配置することも事故防止の有効な対策と言えます。

写真 3-2-1 工場内の状況



写真 3-2-2 スプレーガンの状況



写真 3-2-3 同型のスプレーガンの状況



事例 2 「エステサロンのリネン室から出火した火災」

出火時分 1月 8時ごろ
用途等 複合用途（その他の事業場・事務所） 耐火造 3/1 延 462 m²
防火管理 該当選任あり 消防計画あり
被害状況 建物ぼや 乾燥機 1、タオル 1 焼損
概要

この火災は、複合用途建物の地下 1 階エステ店のリネン室から出火したものです。

出火原因は、エステ用植物性オイルが染み込んだタオルを洗浄後、乾燥機を使って乾燥させた後、タオルを庫内に放置したため、オイルに含まれる不飽和脂肪酸が酸化発熱して出火したものです。

従業員（30 歳代女性）が店内で焦げ臭いにおいを感じたため、店の中を確認すると、リネン室の乾燥機の中から、白い煙が出ているのを発見しました。従業員は別の従業員に知らせ、知らせを受けた従業員が店の電話で 119 番通報しました。初期消火は行われていません。

教訓等

エステ店等で使用されるオイルに含まれる不飽和脂肪酸は、空気中で酸化反応を起こし発熱します。乾燥機の中やかごの中にまとめた状態のままで放置すると、内部の熱が放熱されずに蓄熱し、発火する危険性があります。

エステ店等の関係者は、オイルの酸化発熱について正しい知識を持ち、従業員に対し指導を行う必要があります。オイルの染み込んだタオル等を乾燥機にかける場合は、乾燥後にまとまった状態のまま放置しないように注意するとともに、タオル等の量や乾燥実施時間等にも配慮して酸化発熱による火災防止を図る必要があります。

写真 3-2-4 乾燥機内のタオルの状況**写真 3-2-5 乾燥機の焼損状況**

3-3 エアゾール缶等

事例 1 「石油ファンヒータ付近に置いたエアゾール缶が破裂して出火した火災」

出火時分 1 月 1 時ごろ

用途等 共同住宅 耐火造 6/0 延 952 m²

防火管理 非該当

被害状況 建物ぼや 石油ファンヒータ、CD ラジオカセット、衣類等焼損 負傷者 1 人
概要

この火災は、共同住宅の 1 階居室から出火したものです。

出火原因は、火元者の長女（20 歳代女性）が居室内で石油ファンヒータを使用していたところ、エアゾール式殺虫剤が温風吹出口に接触したため、時間の経過とともに過熱され、ボンベの内圧が高まり破裂し、漏れたガスに引火して出火したものです。

火元者の長女が、居室でテレビを観ていると、「ボン」という音がしたので周囲を見ると、石油ファンヒータの周りに炎が出ているのを発見し、慌てて部屋にあった衣類で叩いて消火を試みましたが完全に消せませんでした。その時、火元者と火元者の妻が来たので一緒に消火を試みましたが消せず、火元者の妻は 1 階へ消火器を取りに行き、火元者に渡して火元者が消火しました。

同建物の 4 階居住者が居室でくつろいでいると「ボン」という大きな音が聞こえたので、外を覗くと煙が見えたので自分の携帯電話で 119 番通報しました。

教訓等

殺虫剤、整髪料などのエアゾール缶は噴射剤として L P G を使用しています。エアゾール缶が石油ファンヒータなどで過熱されると内圧が高まり破裂する恐れがあり、破裂すると噴射剤の L P G が大気中に放出され、石油ファンヒータの炎が L P G に引火します。エアゾール関連火災は、破裂による爆発を伴うことが多く、ほとんどの火災で負傷者が発生しています。エアゾール缶の置き場所を普段から決めておくなどの対策が必要です。

写真 3-3-1 天井に刺さったエアゾール缶の状況



写真 3-3-2 居室内の焼損状況



事例2 「ブタンガストーチバーナを使用中に漏れたガスに引火した火災」

出火時分 7月 11時ごろ
 用途等 物品販売店舗 耐火造 4/0 延 156 m²
 防火管理 該当选任あり 消防計画あり
 被害状況 建物ぼや ペーパータオル 150 枚、樹脂製容器 1 等焼損
 概要

この火災は、物品販売店舗の1階調理場から出火したものです。

出火原因は、従業員Aが調理のために使用していたブタンガストーチバーナ（以下「トーチバーナ」という。）のバルブとノズルボディの連結部が緩み、隙間からガスが漏れ、使用中のトーチバーナの炎が漏れたガスに引火し出火したものです。

従業員A（40歳代女性）が、かつおのたたきを作るためにトーチバーナで魚の表面を炙っていたところ、突然バーナの炎が持ち手のところまで大きくなり、咄嗟にトーチバーナをシンクに投げ入れた際、周囲のペーパータオルに着火したのを発見しました。

従業員Aと一緒に調理をしていた従業員Bは、タオルを被せて初期消火を試みましたが消火できず、火災を知らされた従業員Cが店内の粉末消火器を使用して消火しました。

防災センター勤務員は、従業員Dから火災を知らされ、確認に行くと、粉末消火器を使用した跡やペーパータオルの燃え跡を確認したので、防災センターに戻り、防災センターの電話で119番通報しました。

教訓等

今回の火災では、トーチバーナ本体のねじ止めがされていない箇所が見受けられ、火口パイプが変形しているなど、落下した形跡がみられました。

「毎日使用しているから大丈夫」と過信せず、普段からの外観点検、ガス漏れ点検等を行い、特に本体をガスボンベに装着する時や点火時には、ガスが漏れていないかを確認するようにしましょう。

写真 3-3-3 出火した調理場の状況



写真 3-3-4 シンク付近の状況



写真 3-3-5 同型品との比較の状況



3-4 爆発火災

事例1 「石油ストーブ上に置いた簡易型ガスこんろのボンベが破裂し爆発した火災」

出火時分 2月 12時ごろ
用途等 共同住宅 耐火造 3/0 延 1,947 m²
防火管理 非該当
被害状況 建物ぼや カーテン2枚焼損 玄関扉1枚、ガラス2枚等破損
概要

この火災は、共同住宅の3階ダイニングキッチンから出火したものです。

出火原因は、火元者（70歳代女性）が石油ストーブの天板上に載せていた簡易型ガスこんろを点火しようとして、誤って石油ストーブを点火したため、時間の経過とともに簡易型ガスこんろに装着していたガスボンベが過熱されて内圧が高まり、ボンベが破裂し石油ストーブの炎が漏れたガスに引火し爆発したものです。

火元者（70歳代女性）が石油ストーブの上に載せた簡易型ガスこんろを点火し（実際には石油ストーブを点火）、土鍋料理を温めている最中にトイレに行ったところ、「ドカン」という音がしたのでトイレから出ると、ガラス窓が破損し、閉めていた玄関ドアが開いて変形しているのを発見しました。

隣室の居住者は、家族で食事をしていたところ、「ドカン」という音がしたので、玄関から廊下に出ると、火元者宅の玄関ドアが開いており、火元者に確認すると「何かが爆発した」と言っていたので、自宅の電話で119番通報しました。

初期消火は行われていません。

教訓等

移動が容易な簡易型ガスこんろは、使い勝手が良いため、可燃物の周囲に置いての使用、石油ストーブの上に載せて使用、ガステーブルの上に載せての使用など、一步使い方を誤ると火災になる箇所での使用が見受けられます。ガスの危険性を認識して正しく使いましょう。

写真 3-4-1 居室内の状況



写真 3-4-2 簡易型ガスこんろの状況



事例2 「カセットボンベの穴開け中にガスに引火し爆発した火災」

出火時分 1月 15時ごろ
 用途等 複合用途（長屋・住宅） 防火造 2/0 延 100 m²
 防火管理 非該当
 被害状況 建物ぼや 内壁若干焼損 玄関ドア、窓ガラス3枚等破損 負傷者2人
 概要

この火災は、複合用途建物の1階長屋の台所から出火したものです。

出火原因は、ガステーブルで湯沸し中に、シンク内でカセットボンベの穴開け作業をしたため、ガステーブルの炎がシンク内に滞留したガスに引火し出火したものです。

別宅に居住している火元者（80歳代男性）の息子（50歳代）が、ガステーブルで湯を沸かしながら火元者の部屋を片付けていたところ、カセットボンベを見つけました。このままでは廃棄できないと思い、包丁を用いてシンク内で穴を開け始めたところ、3本目を開けたところで「ドーン」という音とともに、窓が破損し、シンクの角に掛けていたタオルと隣室の部屋に置いてあったタンスの中（タンスの引出しを引き出していた。）の衣類が燃えているのを発見しました。

火元者の息子から119番通報するように言われた娘は、火元者宅の電話で119番通報しました。

火元者の息子は、外に出て付近住民に火災を知らせたところ、向かいに居住している住民が粉末消火器を搬送してきたので、室内に向けて噴射し初期消火しました。

教訓等

エアゾール缶やカセットボンベの空き缶を廃棄する場合、各自治体のごみ出し要領に従って廃棄する必要があります。使い切ってから捨てる自治体と使い切った後に穴開けをしてから捨てる自治体の2通りがありますが、必ず穴開けする必要があると思われる方もいるようです。

穴を開けた際に漏れたガスは比重が重い（空気より重い）ため、床面等の低い位置に滞留し、換気扇を回してもなかなか拡散しません。

ガスの性質を理解し、缶の穴開けをする場合は、屋外等のガスが滞留しない場所で実施することが重要です。

写真 3-4-3 爆発後の部屋の状況



写真 3-4-4 穴開けをしたカセットボンベ



3-5 社 告 品

事例 1 「社告品の空気清浄機から出火した火災」

出火時分 7月 8時ごろ

用 途 等 共同住宅 耐火造 12/0 延 4,838 m²

被害状況 建物部分焼 1 棟 居室 10 m²、天井 5 m²焼損

概 要

この火災は、共同住宅の9階寝室に置かれた除加湿空気清浄機から出火したものです。

出火原因は、居住者（50歳代男性）が長年の喫煙により、居室内に置いている除加湿空気清浄機の除湿エレメントの表面にヤニ等の有機物が付着し、除湿用ヒータの熱により除湿エレメントの有機物付着箇所周囲が過熱され、加湿エレメントと重なる場所で輻射熱により加湿エレメントが発火したものです。

同建物の別階に居住している女性が自宅居室にいたところ、ベランダの外から煙が見えたのでベランダに出て確認したところ、下階から煙が出ているのを発見しました。

火災を発見した女性は、玄関を出ると近隣居住者がいたので、火災を知らせると、近隣居住者は1階の管理人室に行き、管理人に知らせ、管理人が管理人室の電話で119番通報しました。

初期消火は行われていません。

教 訓 等

この火災で焼損した除加湿空気清浄機は、ダイキン工業株式会社が製造した型式MCZ 65K-Wで、湿気を吸着する除湿エレメントの表面に異物が付着すると、除湿用ヒータの熱により除湿エレメントが過熱し出火する旨の社告が平成24年2月3日に発表されています。

新聞やホームページ、購入者が特定できる場合はダイレクトメールなどでリコール内容を周知していますので、このような火災を未然に防ぐためにも、使用している家電製品等が社告品に該当しているのか、日頃からチェックすることが必要です。

写真 3-5-1 居室の焼損状況

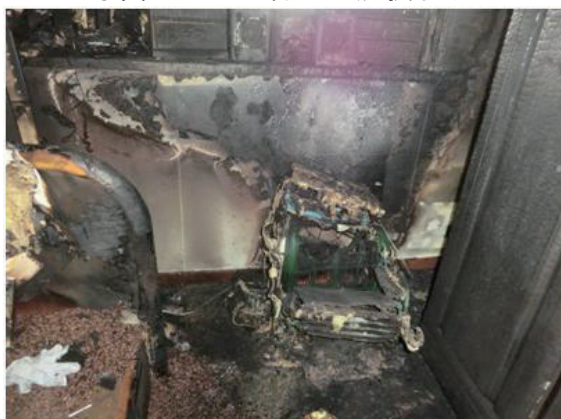
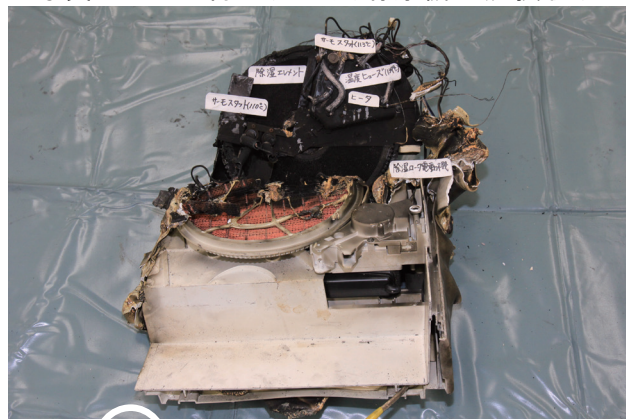


写真 3-5-2 除加湿空気清浄機の焼損状況



事例2 「社告品の電撃殺虫器から出火した火災」

出火時分 5月 22時ごろ
 用途等 物品販売店舗 準耐火造 1/0 延 649 m²
 防火管理 該当選任あり 消防計画あり
 被害状況 建物ぼや 電撃殺虫器1、自転車カバー1 焼損
 概要

この火災は、物品販売店舗の1階軒下に設置された電撃殺虫器から出火したものです。

出火原因は、電撃殺虫器内部の高圧トランス二次側リード線が支柱に接触していたところに、端子とリード線の表面に埃が蓄積し、埃や湿気を介して端子と支柱間で、回路が形成されたため発熱し、リード線の被覆に着火して出火したものです。

男性客2人が、従業員Aに「店の外が燃えている」と伝え立ち去ったので、従業員Aが確認のために外に出たところ、電撃殺虫器から炎が出ているのを発見しました。

従業員Aの行動を見ていた従業員Bは、粉末消火器を持って従業員Aを追いかけて、従業員Aに粉末消火器を渡して、従業員Aが消火を実施しました。

従業員Aは、初期消火実施後に自分の携帯電話で119番通報しました。

教訓等

この火災で焼損した電撃殺虫器は、三興電気株式会社が製造し、日立照明株式会社（現：日立アプライアンス株式会社）が販売した型式WVS2251で、高圧トランスとの配線の取廻不良により出火する旨の社告が平成19年9月18日に発表されています。

使用している機器が社告該当製品の場合は、直ちに使用を中止し、販売店もしくは製造会社に連絡して改修等を依頼する必要があります。

写真 3-5-3 出火箇所の状況



写真 3-5-4 電撃殺虫器の設置状況



写真 3-5-5 電撃殺虫器の焼損状況



4 火災による死傷者

事例 1 「住宅から出火し、死者 3 人、負傷者 1 人が発生した火災」

出火時分 6 月 4 時ごろ
 用途等 住宅 防火造 3/0 延 141 m²
 被害状況 建物全焼 1 棟 141 m²焼損
 死者 3 人、負傷者 1 人

概要

この火災は、住宅の 1 階居室から出火したものです。

出火原因は、火元者（高齢者）が就寝前にたばこを吸い、畳に火種が落ちたことに気付かず就寝したため、無炎燃焼を継続したのちに出火したものです。

出火建物に居住する火元者の息子の妻は 2 階の寝室で就寝中「火事だ」という夫の声を覚えると室内に煙が充満していたため玄関から屋外に出て近隣者に 119 番通報するよう依頼しました。

この火災で、火元建物 4 人のうち 3 人が逃げ遅れて死亡し、1 人が避難する際に煙を吸うなどして負傷しています。

教訓等

この火災は、家族が就寝中に出火し、発見が遅れたことから避難ができず、死傷者が発生しました。

たばこによる火災は、無炎燃焼を継続することが多く、多量の煙や有毒ガスが発生し、気が付いたときは自力で避難できなくなり、逃げ遅れてしまう危険性が高いといえます。

普段から身近な火気の取扱いに十分注意するとともに、万一の火災に備えて消火器や火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器を設置しましょう。

写真 4-1 消防隊現着時の延焼状況



写真 4-2 出火室の電気コードなどの状況



写真 4-3 畳の縁の焼け込みの状況



事例 2 「住宅から出火し、高齢者の死者 2 人が発生した火災」

出火時分 12 月 3 時ごろ

用 途 等 住宅 防火造 2/0 延 70 m²

被害状況 建物全焼 1 棟 70 m²焼損 死者 2 人

概 要

この火災は、住宅の 1 階から出火したものです。

出火原因は、1 階の壁付きコンセントに接続された延長コード上に物が長期間置かれていたため延長コードの被覆が損傷し、短絡して出火したものです。

火元建物の隣人が物音で目を覚まし外を見ると、火元建物の 1 階の窓から炎が出ているのを発見し、自分の携帯電話で 119 番通報しました。なお、炎の勢いが強く、初期消火は行われていません。

この火災で、火元建物に居住する高齢者 2 人が逃げ遅れ、それぞれ出火室の付近で死亡しています。

教 訓 等

出火した建物は、高齢者 2 人が居住する住宅です。

この火災は、就寝時間帯の深夜に出火し、更に二人とも歩行が不自由であったため、避難できずに亡くなる結果となりました。

この火災のように、コードの上に物を置いたり、踏みつけられる場所に配置したりすることで、コードの被覆が損傷し絶縁が保てなくなると、出火する危険性があります。

日頃から使用する電気機器のコードやプラグ、コンセント等の点検や清掃を行うなど、適正な維持管理を心掛けるとともに、異常を発見した場合は速やかに使用を中止しましょう。

写真 4-4 出火室の状況

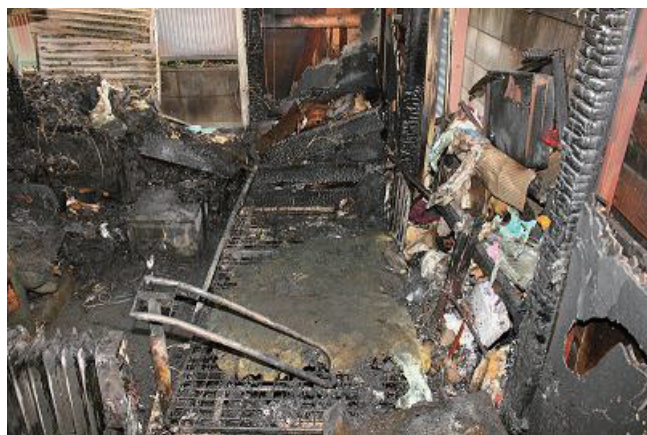


写真 4-5 コードの短絡痕の状況



5-1 高齢者

事例 1 「使用中の石油ストーブを点火した状態で給油したため出火した火災」

出火時分 1 月 21 時ごろ
 用途等 住宅 木造平屋 延 44 m²
 家族構成 高齢者を含む家族
 被害状況 建物全焼 44 m²焼損 負傷者 1 名
 概要

この火災は、火元者（70 歳代女性）と火元者の娘（40 歳代）が居住する住宅の 1 階居室から出火したものです。

出火原因は、火元者が使用中の石油ストーブに給油する際、消火しないままカートリッジタンクを取り出し、給油後元に戻そうとしたカートリッジタンクのキャップ部分を石油ストーブにぶつけ、その衝撃でキャップが開き、漏れた灯油が石油ストーブにかかり出火したものです。

火元者は布団を石油ストーブに被せて消火しようと試みましたが、消火することができませんでした。

火元者の「火事だ。」という声を聞いた火元者の娘が、自宅の電話で 119 番通報しています。

教訓等

石油ストーブに給油する時は、必ず火を消してから行うことが鉄則です。更に高齢者は力が弱く、体が不自由なこともあることから、同居している家族や周囲の人は、普段から高齢者の行動を把握し、防火に対する意識を高め、十分に注意を払う必要があります。特に体が不自由であったり、体力の減退がみられる高齢者には、火気の取り扱いが最小限で済む環境を整えるなどの配慮に加え、万一の火災に備え、火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器や、消火器の設置が必要です。

写真 5-1-1 消防隊到着時の状況



写真 5-1-2 出火室の状況



事例2 「たばこの火種が布団上に落下して出火した火災」

出火時分 6月 9時ごろ
用途等 共同住宅 耐火造 4/0 延 532 m²
防火管理 非該当
家族構成 高齢者一人暮らし
被害状況 建物ぼや 介護用ベッド等焼損 負傷者1人
概要

この火災は、共同住宅1階の居室から出火したものです。

出火原因は、火元者（70歳代男性）がベッド上で喫煙した際、たばこの火種が綿製の敷布団上に落下したため、無炎燃焼を継続して出火したものです。火元者はベッド上で消防隊により救助されましたが、重症を負いました。

火元建物2階の居住者が出勤するため玄関を出ると、煙が漂っていたため、1階に下りると出火住戸の玄関ドアの隙間から煙が出ているのを発見しました。ドアの外から「誰かいますか。」と声をかけたところ、返答があったため、火元建物の隣に暮らす建物所有者に火災を知らせ、火災を知らされた所有者が、自宅の電話で119番通報しました。

なお、初期消火は行われていません。

教訓等

出火原因のうち、たばこによる火災件数は例年上位を占めています。また、高齢者の死者が発生した火災の出火原因も同様です。

たばこを吸う高齢者は、長年の喫煙習慣による慣れのためか、喫煙管理意識が低下している場合があります。日頃から繰り返し行っているような慣れた動作であっても、物が見えづらかったり、手元が狂ったりして思わぬ事故や火災につながる恐れがあり、さらに初期消火や避難行動にも時間を要し、受傷する可能性があります。

火気を扱う場合は高齢者自身が慎重に行動するよう意識するとともに、家族がそばで見守り、危険を感じたらやめさせるなどの配慮も大切です。

写真 5-1-3 出火室の状況



写真 5-1-4 ベッドの状況



5 - 2 工 事

事例 1 「アーク溶接火花が塗料に引火し、けが人 1 名が発生した火災」

出火時分 9 月 11 時ごろ

出火場所 敷地内

被害状況 ビニールシート 1、塗料容器 1、着衣若干、塗料若干等焼損 負傷者 1 人

概 要

この火災は、葬祭場敷地内に設置されている電気集塵機の補修工事中に出火したものです。

出火原因は、作業員が電気集塵機上部でアーク溶接作業を行っている時に別の作業員が溶接箇所下部で片手に塗料容器を持ちながら脚立に乗り、錆び止め塗装作業を行っていたため、アーク溶接の火花が塗料容器内に落ちて引火し、出火したものです。

塗装作業を行っていた作業員は火災に驚いて脚立から落下した際、燃えている塗料が着衣にかかり、全身に熱傷を負いました。

周囲にいた複数の作業員が、着衣の燃えている作業員に気付き、バケツやホースで水道水をかけて消火し、119 番通報しました。

教 訓 等

この火災は、溶接作業と塗装作業を同時に、近い位置で行っていたために発生した火災です。溶接火花は予想以上の範囲に飛散したり、僅かな隙間に入り込んで出火する危険があることから、工事責任者はその日の作業工程をしっかりと確認するとともに、溶接作業を行う場合、防災シートによる養生や作業場周囲の可燃物の除去、消火器等の消火準備をするなど、安全管理の徹底について細心の注意を払うことが重要です。

写真 5-2-1 現場の状況

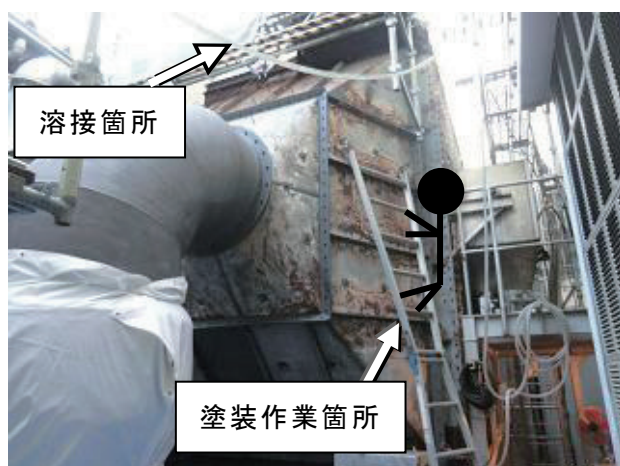


写真 5-2-2 焼損した着衣の状況



事例 2 「共同住宅の共用分電盤の改修工事中に出火した火災」

出火時分 8月 21 時ごろ

用 途 等 共同住宅

被害状況 引込開閉器盤等焼損 負傷者 1 人

概 要

この火災は、建築工事中の共同住宅の共用分電盤から出火し、負傷者 1 人が発生したものです。

出火原因は、工事作業員が分電盤内の配線用遮断器を漏電遮断器に交換する作業を行う際に電気の供給を遮断しなかったため、配線用遮断器をドライバーでネジを外す際に、通電している電源側動力線にドライバーが触れ、短絡して出火したものです。

「バーン、バーン」という音を聞いた近隣住民が外に出ると、出火建物の 1 階付近から火花が出ているのを発見し、自宅の電話で 119 番通報しました。

教 訓 等

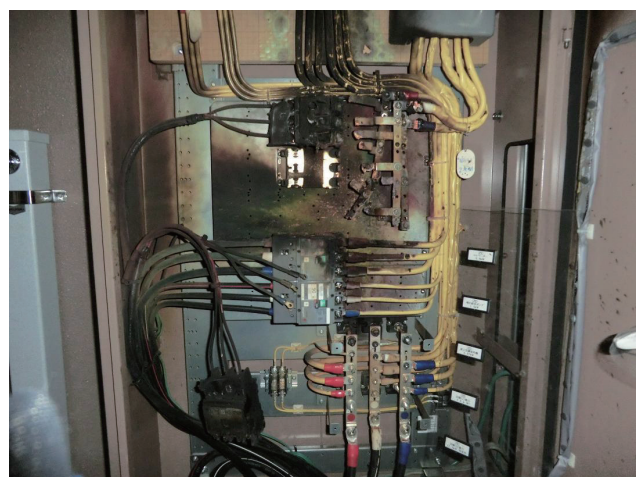
この火災の問題点は、工事作業員が翌日の検査に間に合わせるため、電気の供給を遮断せず、作業を行ったことです。

工事関係者は関係機関等と連携を図り、作業手順を順守し、安全管理の徹底について細心の注意を図ることが必要です。

写真 5-2-3 引込開閉器盤の焼損状況



写真 5-2-4 焼損箇所



5－3 着衣着火

事例 1 「灯明の火が着衣に着火した火災」

出火時分 3月 11時ごろ

用途等 住宅 防火造 2/0 延 150 m²

被害状況 建物ぼや 衣類若干焼損 負傷者 2人

概 要

この火災は、住宅の1階居室から出火したものです。

出火原因は、火元者（70歳代男性）が居室で祭壇の灯明に火を灯し、線香を供えてその場を離れた後に、孫（女兒）が祭壇前に座って拝み、立ち上がった際にスカートの裾に灯明の火が接触し出火したものです。

孫の叫び声を聞いた火元者と火元者の妻は、孫の着ているスカートから炎が立ち上がっているのを発見しました。火元者は自宅の電話で119番通報し、火元者の妻は手でスカートについた火をたたき消し、台所にあったボウルに汲んだ水をかけて消火しました。

この火災で、着衣着火した孫と初期消火した火元者の妻が熱傷により負傷しています。

教 訓 等

この火災は、灯明に火が点いている状態で大人がその場を離れ、子供が一人になった時に発生しています。

たとえ短い時間であっても裸火がある場所で子供を1人にするのはやめましょう。子供は火の恐ろしさや危険性を認識していません。家庭や学校で、子供に火の適正な取扱方法について教えるとともに、その危険性についても十分に認識させることが重要です。

写真 5-3-1 祭壇の状況

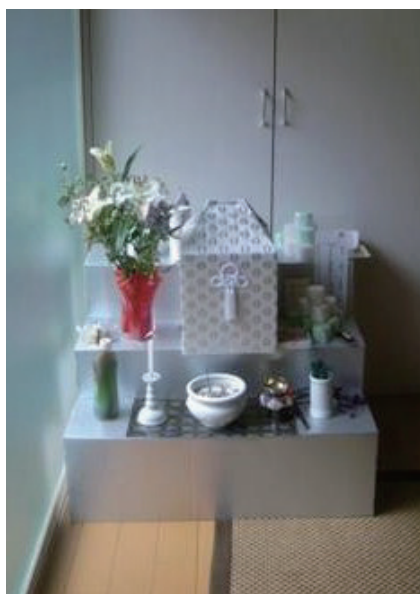


写真 5-3-2 焼損した着衣の状況



事例 2 「消防設備点検業者が熱感知器の点検中に着衣着火した火災」

出火時分 7月 9時ごろ

用 途 等 複合用途（事務所・共同住宅等） 耐火造 14/2 延 21,246 m²

防火管理 該当選任あり 消防計画あり

被害状況 建物ぼや 内壁若干、衣類 1、加熱試験器若干焼損 負傷者 1 人

概 要

この火災は、複合用途建物の 1 階通路から出火したものです。

出火原因は、消防設備点検業者（20 歳代男性）が自動火災報知設備の熱感知器の点検の際、点検器材に燃料であるベンジン（危険物第 4 類第一石油類）を規定量以上入れたため、点火した際に火のついたベンジンがあふれ、着衣に着火したものです。

防災センターにいた点検業者の上司と建物関係者が騒ぎに気がつき現場へ駆けつけると、点検器材と点検業者の着衣から炎が上がり、内壁に延焼しているのを発見し、防災センターから搬送した消火器を使用して消火を行いました。

使用した消火器の消火薬剤により、煙感知器が鳴動し、防火管理者が現地確認を行った後に 119 番通報しました。

教 訓 等

この火災は、点検器材に燃料を規定量以上入れたために発生しています。

規定量を守らないと、燃料の点火時や、点検器材を動かした時などに火のついたベンジンがあふれる可能性があり、また急激に燃え広がるため人命危険、延焼拡大の恐れがあります。

特に危険物などを燃料とする火気器具は取扱方法や注意事項をよく確認し、誤りのないように使用しましょう。

写真 5-3-3 出火箇所の状況



写真 5-3-4 焼損した着衣の状況



6－1 住宅火災

事例 1 「就寝中に布団がカーボンヒータに接触し出火した住宅火災」

出火時分 11 月 8 時ごろ
用 途 等 共同住宅 防火造 2/0 延 198 m²
防火管理 該当選任なし 消防計画なし
被害状況 建物部分焼 1 棟 2 階 3 m²、内壁 2 m²焼損 負傷者 1 人
概 要

この火災は、共同住宅の 2 階居室から出火したものです。

出火原因は、一人暮らしの居住者（20 歳代女性）がベッドで就寝中に掛けていた羽毛布団がずれ、ベッドのそばで使用中のカーボンヒータの熱源部に接触したため出火したものです。

居住者が就寝中、住宅用火災警報器の鳴動音に気づき目覚めると、掛けていた羽毛布団が燃えているのを発見しました。居住者は、台所にあった鍋に汲んだ水をかけて初期消火しましたが消火できず、外に避難しました。

住宅用火災警報器の鳴動音で火災に気付いた近隣住人が、自分の携帯電話で 119 番通報しました。

教 訓 等

寒くなると、電気ストーブ等の暖房器具を使用したまま就寝し、布団等の可燃物が接触することで出火する火災が多く発生します。電気ストーブ等を使用する際は、周囲に可燃物を置かないように注意し、寝る前に必ず消しましょう。

また、この火災では住宅用火災警報器が作動し、就寝中の居住者が早期に火災に気付くことができましたが、初期消火中に煙を吸って負傷しています。

初期消火が困難と判断した場合は無理をせず、煙を吸わないよう速やかに避難することが大切です。

写真 6-1-1 出火室の焼損状況



写真 6-1-2 ガードに付着した羽毛布団



事例2 「住宅用火災警報器が作動しなかった火災」

出火時分 9月 19時ごろ

用途等 住宅 防火造 2/0 延 60 m²

被害状況 建物部分焼 1棟 1階 2 m²、ガステーブル 1、調理器具若干焼損

概要

この火災は、住宅の1階台所から出火したものです。

出火原因は、一人暮らしの居住者（80歳代女性）が、台所でガステーブルのグリルを使用し魚を調理中、隣室で寝込んでしまったため、調理中の魚の油が過熱され出火したものです。

この住宅の台所には住宅用火災警報器が設置されておらず、隣接する居間には煙式の住宅用火災警報器が設置されていましたが、煙霧消毒時に被せたビニールを外し忘れたままになっていたため作動しませんでした。

火元建物の隣人が、火元建物の台所がガラス越しに真っ赤になっていることに気付き、火元建物に駆け付け、居間で寝ていた居住者を起こし避難するように指示し、台所の流しにあったボウルに汲んだ水をかけて初期消火しましたが、完全に消火できませんでした。

その後、煙で火災に気が付いた通行人が駆け付け、居住者を屋外に避難誘導後、自分の携帯電話で119番通報しました。

教訓等

この火災は、住宅用火災警報器が感知できない状態になっていたため、火災の発見が遅れた事案です。火災発見が遅れると、居住者が逃げ遅れて受傷したり、近隣建物に延焼拡大する危険性があります。

東京消防庁管内では、火災予防条例により、平成22年4月1日からすべての住宅の居室、台所等に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器を必要な場所に正しく設置することは勿論、設置後も定期的に作動テストを行うなどして適正に維持管理することが大切です。

写真 6-1-3 台所の焼損状況



写真 6-1-4 感知しなかった住警器の状況



事例 3 「死者 1 人が発生し、延焼拡大した住宅火災」

出火時分 2 月 22 時ごろ

用 途 等 住宅 防火造 2/0 延 365 m²

被害状況 建物全焼 1 棟、半焼 1 棟、部分焼 1 棟、ぼや 2 棟 計 5 棟 390 m²等焼損
死者 1 人

概 要

この火災は、住宅の 1 階廊下から出火したものです。

出火原因は、1 階廊下の壁付コンセントに差し込まれていた器具コードプラグの差し刃間に埃がたまり、トラッキングが起きて出火したものです。

火元建物には、居住者（70 歳代男性）が一人で住んでおり、出火時は 1 階居室で就寝中でした。

火元建物の隣人が自宅の窓から外を見た際、火元建物の窓から炎が出ているのを発見し、自宅の電話で 119 番通報しました。

なお、初期消火は行われませんでした。

この火災で、火元建物の居住者が死亡し、近隣建物 4 棟に延焼拡大しています。

教 訓 等

この住宅には、住宅用火災警報器が設置されていませんでした。

夜間に火災が発生すると、居住者が就寝中で火災に気付くのが遅れ、人命危険、延焼拡大危険が高まります。

火災から命を守り、被害を最小限に抑えるために、設置が必要な居室等に住宅用火災警報器を正しく取り付けましょう。

また、コンセントのトラッキング火災は、差込みプラグがコンセントに差さっていれば、家電製品を使用していなくても発生する可能性があります。プラグの接続部分を定期的に点検・清掃することが大切です。

写真 6-1-5 延焼中の火元建物の状況



写真 6-1-6 出火箇所の焼損状況



写真 6-1-7 溶融したプラグ等の状況



事例4 「設備の不奏効により延焼拡大した高層マンション火災」

出火時分 9月 9時ごろ
 用途等 複合用途（共同住宅・保育園） 耐火造 33/1 延 37,907 m²
 防火管理 該当選任あり 消防計画あり
 被害状況 建物部分焼 1棟 26階 50 m²、外壁 5 m²、ベランダ天井 3 m²等焼損
 概要

この火災は、共同住宅の26階居室から出火したものです。

出火住戸は、両親と子供2人（幼児）の4人家族で、家族全員が外出してから間もなく出火しています。

出火原因は、子供の火遊び、たばこの不始末などが考えられますが、特定できないことから不明となっています。

出火建物31階の居住者は、焦げ臭いにおいにおい気付きベランダに出てみると、下階から黒い煙が上がっているのを発見し、すぐに自宅の電話で119番通報しました。

共同住宅用自動火災報知設備が作動し、防災センターの勤務員が出火住戸に駆け付けましたが、マスターキーを携行していなかったため施錠された玄関ドアを開けて入室することができず、初期消火は行われませんでした。

また、出火住戸には、共同住宅用自動火災報知設備のベル鳴動と連動して作動する共同住宅用スプリンクラー設備が設置されていましたが、受信盤の連動機能が停止されていたためスプリンクラーの散水が遅れ初期消火に失敗しています。

教訓等

高層マンションの上階で火災が発生すると、資器材搬送等で消防隊による消火活動、救助活動に時間を要するため、人命危険、延焼拡大危険が高まります。

今回の火災では、設置されていた消火器と共同住宅用スプリンクラー設備が有効に活用されず、初期消火に失敗しました。

防災センターの勤務員は、消防計画に基づく任務や設置された消防用設備について熟知し、自衛消防訓練を実践的に行い、災害に備えることが重要です。

写真 6-1-8 出火建物の焼損状況

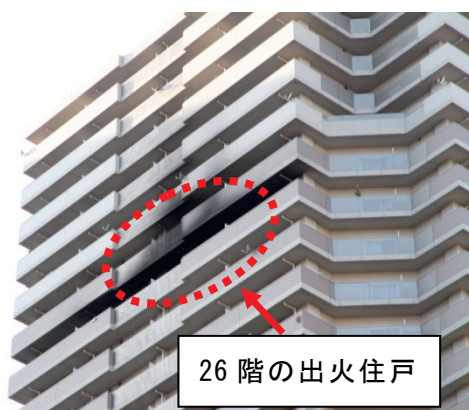
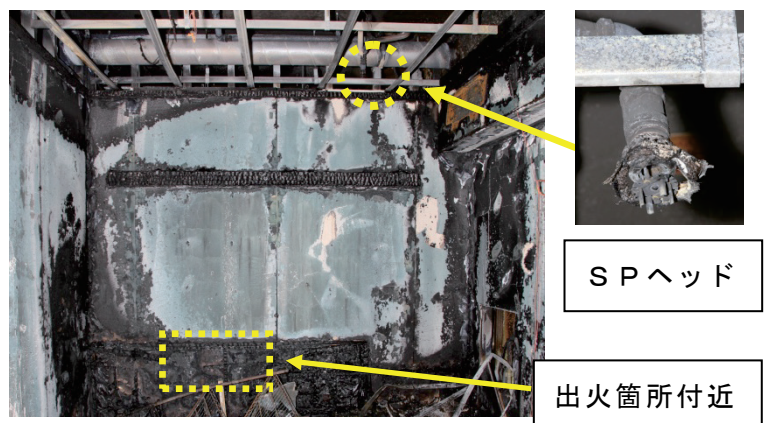


写真 6-1-9 出火室の焼損状況



6-2 飲食店

事例1 「焼肉店のダクトから出火した火災」

出火時分 9月 21時ごろ
用途等 複合用途（飲食店・その他の事業場等） 耐火造 3/1 延 358 m²
防火管理 該当选任あり 消防計画あり
被害状況 建物ぼや 排気ダクト 3 m、照明器具 2 焼損
概要

この火災は、複合用途建物 2 階焼肉店のダクトから出火したものです。

出火原因は、木炭七輪こんろで焼肉を調理中、油に点いた炎や木炭の火の粉が飛散し上方の排気ダクトに吸い込まれ、ダクト内に堆積した油かすに着火し出火したものです。

焼肉店の店長は厨房にいたところ、排気ダクトの吸引音がいつもと違うためおかしいと思い、従業員と一緒に店内を確認すると、排気ダクトとスパイラルダクトの接続部付近から炎が見え火災に気付きました。

火災を発見した従業員は、別の従業員に119番通報を依頼した後、2階廊下に設置してある消火器を搬送し初期消火しました。通報依頼を受けた従業員は、店内の電話で119番通報しました。

教訓等

出火した焼肉店では、排気ダクトの先端吸込口付近は毎日清掃していましたが、ダクト内部の清掃は行っていなかったため、内部に油かすが堆積し火災の要因となりました。店内の目に見える範囲だけでなく、普段目につかない箇所も定期的に清掃し、適正な維持管理を行うことが重要です。

写真 6-2-1 木炭七輪こんろ周囲の状況



写真 6-2-2 ダクトの焼損状況



事例 2 「営業終了後の飲食店厨房から出火した火災」

出火時分 11 月 0 時ごろ
用 途 等 複合用途（飲食店・事務所等） 耐火造 13/1 延 2,101 m²
防火管理 該当選任あり 消防計画あり
被害状況 建物ぼや スポンジ 3、たわし 2 焼損
概 要

この火災は、複合用途建物の 2 階飲食店の厨房から出火したものです。

出火原因は、営業終了後、従業員が煮沸消毒のためにスポンジとたわしを入れた鍋を業務用ガスレンジのこんろにかけて加熱していたところ、火を消し忘れたまま帰宅したため、時間の経過により水が蒸発し、鍋の中のスポンジとたわしが過熱され出火したものです。

出火建物 1 階にある別の飲食店の店長は、焦げ臭いにおいと自動火災報知設備が鳴動していることに気付き、建物 2 階を確認しに行ったところ、さらに強い臭気を感じたので自分の携帯電話で 119 番通報しました。なお、2 階飲食店は施錠されていたため、初期消火は行われませんでした。

教 訓 等

飲食店舗では、営業終了後の後片付けで布巾やスポンジ、たわし等を煮沸消毒することがあります。この火災のように火にかけていたことを忘れてそのまま帰宅してしまうと、施錠された無人の店内のため、発見の遅れや初期消火がなされず、延焼拡大につながることも考えられます。

出火した飲食店では、営業終了後、厨房用品の煮沸消毒や元栓の閉鎖などの作業を実施し、チェック表を記入したうえで、全ての閉店作業終了後に本部に連絡をするという規則が定められていましたが守られていませんでした。火元の点検は、なおざりにせず確実に実施することが重要です。

写真 6-2-3 厨房内の状況



写真 6-2-4 鍋内の焼損物品の状況



6-3 百貨店・物品販売店舗等

事例 1 「ショッピングモール内の物品販売店舗から出火した火災」

出火時分 11 月 11 時ごろ
 用途等 複合用途（物品販売店舗・飲食店等） 耐火造 9/1 延 93,980 m²
 防火管理 該当選任あり 消防計画あり
 被害状況 建物ぼや 床若干、内壁若干、商品若干等焼損 負傷者 1 人
 概要

この火災は、複合用途建物の 4 階物品販売店舗の売場から出火したものです。

出火原因は、売場で使用していたテーブルタップと延長コードの接続部において、何らかの要因により差し刃、受け刃間で発生した接触部過熱により発熱し、付近の床板に着火し出火したものです。

防災センター勤務員は、自動火災報知設備受信盤が 4 階を表示していたため、別の勤務員 2 人に 119 番通報と 4 階警備員への無線連絡を指示しました。無線連絡を受けた 4 階警備員が確認すると、売場の床付近から火炎が 1 m 程立上がっているところを発見し、他の警備員及び店員数名と協力し、消火器 23 本を搬送して使用し初期消火しました。通報指示を受けた勤務員は、防災センターの電話で 119 番通報しました。

この火災で、火災を発見し初期消火を行った警備員が、煙を吸うなどして負傷しています。

教訓等

この火災は、営業開始直後のショッピングモールから出火しており、火元となった 4 階には従業員 150 人、客 50 人がいましたが、警備員及び店員の適切な避難誘導、初期消火により人的被害を最小限に抑えることができました。日頃からの自衛消防訓練が火災による被害拡大を防ぐことにつながります。

写真 6-3-1 出火時の配線状況

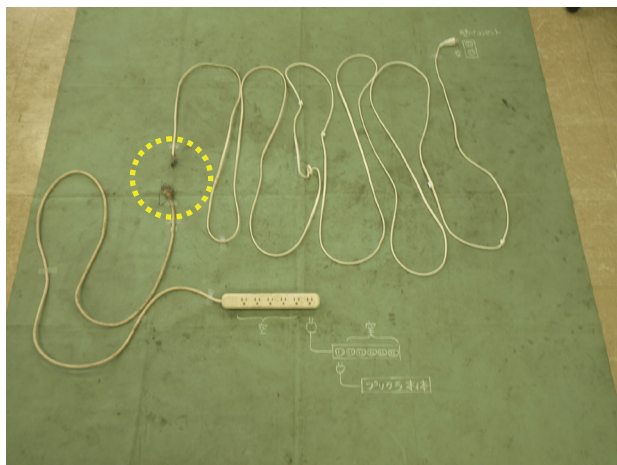


写真 6-3-2 延長コード受け刃の焼損状況



事例2 「百貨店の食品冷蔵ショーケースの蛍光灯から出火した火災」

出火時分 11月 出火時間不明
用途等 複合用途（百貨店・飲食店等） 耐火造 10/1 延 63,506 m²
防火管理 該当選任あり 消防計画あり
被害状況 建物ぼや 蛍光管若干、蛍光灯ソケット1焼損
概要

この火災は、複合用途建物の3階百貨店内にある食品売場で、食品冷蔵ショーケースの蛍光灯から出火したものです。

出火原因は、蛍光灯ソケットと蛍光管口金ピンがきちんと接続されていなかったため、接触部過熱により発熱して出火したものです。

出火した食品売場の店長は、百貨店の別の店舗で食品冷蔵ショーケースの蛍光管から出火した火災があったため、売場内の蛍光灯を点検していると、売場内の食品冷蔵ショーケースの蛍光灯の一つが消灯していることに気付きました。消灯している蛍光管を取り外して確認すると、ソケット部分が焼損しているのを発見しました。

火災を発見した店長は、百貨店の営業食品担当者に報告し、営業食品担当者から設備担当者を介して、連絡を受けた警備員が、勤務室の電話で119番通報しました。

なお、発見時は既に鎮火状態であったため、初期消火は行われませんでした。

教訓等

この火災は、百貨店内の別の店舗が火災になったことで、店内を点検し発見に至ったものです。百貨店には多くの店舗が入っていますが、店舗間で情報交換を行い、有事の際には相互に協力し助け合うことが大切です。

写真 6-3-3 冷蔵ショーケースの照明の状況**写真 6-3-4 ソケットの焼損状況****写真 6-3-5 ソケット内部の焼損状況**

事例2 「宿泊客がホテルの客室内で放火した火災」

出火時分 6月 9時ごろ
用途等 ホテル 耐火造 11/0 延 1,799 m²
防火管理 該当選任あり 消防計画あり
被害状況 建物ぼや ベッド1、カーペット1、掛け布団等各若干焼損 負傷者2人
概要

この火災は、ホテルの4階客室から出火したものです。

出火原因は、宿泊客が自損目的のため、ライターで客室内のベッドと浴室内の足ふきマットに放火したものです。

ホテル1階のフロントで勤務していた副支配人は、自動火災報知設備のベルが鳴動したので受信盤を確認すると、4階客室を表示していたため従業員に確認を指示しました。客室に駆け付けた従業員から、客室ドアが施錠中であると報告を受けた副支配人は、マスターキーを持って4階へ駆け付け、客室ドアをマスターキーで解錠しましたが、ドアラッチが掛けられており開放できませんでした。ドアの隙間から客室内に煙が漂っているのを発見した副支配人は、1階フロントの火災通報装置で通報しました。

初期消火は、ドアを開放できなかったため行われませんでした。

この火災により、放火した宿泊客と、10階から避難梯子で避難中に宿泊客が負傷しています。

教訓等

この火災は、朝9時ごろに発生したため、チェックアウト前の宿泊客約40人が在館していましたが、従業員の避難誘導により全員避難しました。ホテルの防火管理者は、火災発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう、消防計画に基づく自衛消防訓練を定期的に行うことが大切です。

写真 6-4-3 室内の状況**写真 6-4-4 ライター及びカーペットの焼損状況**

6-5 病院・診療所

事例 1 「病室のアームライトから出火した火災」

出火時分 4月 0時ごろ
用途等 病院 耐火造 6/1 延 3,356 m²
防火管理 該当選任あり 消防計画あり
被害状況 建物ぼや アームライト1、タオル2等焼損
概要

この火災は、病院の4階病室内でベッドに取り付けられたアームライトから出火したものです。

出火原因は、入院患者（70歳代女性）が点灯した状態のアームライトにタオルを2枚掛けたまま就寝したために、白熱灯の熱によりタオルから出火したものです。

アームライトを使っていた入院患者は、就寝中に「ポン」という音を聞いて目を覚ますと、アームライトに掛けていたタオルが燃えているのを発見しました。入院患者は燃えているタオルを手で床に払い落とし、近くにあったタオルを被せて初期消火しました。その後、ナースコールと自動火災報知設備の鳴動で病室に駆け付けた看護師が床に落ちているタオルから火が出ているのを発見し、足で踏み消しました。通報は有人直接通報により通報されました。

教訓等

白熱灯は点灯することで熱が発生します。さらに布やタオルなどの可燃物で点灯した白熱灯を覆ってしまうと、布やタオルが出火する危険性があります。洗濯物を干したり、布製カバーを被せたりするのは避けましょう。

病院では各ベッドにライトが設置されていることが多く、同様の火災を防ぐために入院患者に危険性を周知し、注意喚起することが必要です。

写真 6-5-1 病室内の状況



写真 6-5-2 アームライトの焼損状況



事例2 「歯科診療所の歯科用バーナから出火した火災」

出火時分 2月 17時ごろ
 用途等 複合用途（診療所・保育所・共同住宅） 耐火造 44/1 延 99,646 m²
 防火管理 該当選任あり 消防計画あり
 被害状況 建物ぼや キャビネット、歯科用バーナ各1、医療用品若干等焼損
 概要

この火災は、複合用途建物の1階歯科診療所から出火したものです。

出火原因は、診察室内のキャビネットの引出しを開け閉めした際、引出し内に入っていた矯正器具調整用の歯科用バーナの点火用プッシュボタンが何らかに接触して、バーナが点火され出火したものです。

歯科診療所の院長（60歳代男性）は診察中に焦げ臭いにおいを感じたので、キャビネットの引出しを開けると、煙が出ているのを発見しました。

火元建物の防災センター勤務員は、自動火災報知設備が鳴動したので受信盤を確認すると、1階歯科診療所の火災表示が点灯していたので、診療所に向かい火災を確認しました。その後、防災センターに連絡し、連絡を受けた勤務員が防災センターの電話で119番通報しました。

歯科診療所の事務員は、院長から火災の知らせを受け、廊下に設置してある粉末消火器を使って初期消火を行いました。

教訓等

この歯科用バーナは、本体に専用ガスを注入し、乾電池で火花を飛ばし点火するものです。点火用プッシュボタンには誤作動防止用のロック機構がありますが、引出しが開け閉めされているうちにロックが外れたか、収納時にロックがされていなかったことが考えられます。

歯科用バーナなど裸火を発生させる装置は、ロック等の安全装置をきちんと設定することや、使用しない時は電池を外して保管するなどの対応が必要です。また装置を収納する際は、誤ってスイッチが入らないよう、装置の大きさにあった収納場所を選びましょう。

写真 6-5-3

診察室のキャビネットの状況



写真 6-5-4

引出し内の歯科用バーナの状況



写真 6-5-5

歯科用バーナの状況



6-6 学 校

事例 1 「小学校の体育館から出火した火災」

出火時分 11 月 9 時ごろ
用 途 等 小学校 耐火造 1/0 延 615 m²
防火管理 該当選任あり 消防計画あり
被害状況 建物ぼや 緞帳若干焼損
概 要

この火災は、小学校体育館の舞台から出火したものです。

出火原因は、舞台上の緞帳を巻き上げた際に、緞帳が通常時より高く上げられたため、舞台上部に設置してあるスポットライトに接触し出火したものです。

演劇のリハーサル中、舞台袖にいた教員は、児童数人から焦げ臭いにおいがすると知らせを受け舞台を確認すると、スポットライトと緞帳が接している付近から白い煙が上がっているのを発見しました。

火災を発見した教員は、体育館にいた他の教員数人と協力し、緞帳を下ろして消火器や着用していた体操着ではたきなどして初期消火しました。

しばらくしてから、福校長が教育委員会に火災を知らせ、職員室の電話から消防署に通報しました。

教 訓 等

この火災は、小学生が演劇のリハーサル中の小学校体育館で発生しており、多くの教員と児童がいました。初期消火は行われましたが、避難誘導および通報は適切に行われませんでした。防火管理者は避難訓練などを通じ、教員、児童に対して防災に関する正しい知識、行動を身に付けさせることが大切です。

写真 6-6-1 緞帳とライトの状況（通常時）



写真 6-6-2 緞帳とライトの状況（出火時）



事例 2 「大学の食堂調理室から出火した火災」

出火時分 10 月 1 時ごろ
用 途 等 大学 耐火造 2/0 延 2,907 m²
防火管理 該当选任あり 消防計画あり
被害状況 建物ぼや 揚げかす、金属製ザル等焼損
概 要

この火災は、大学校舎 1 階にある食堂調理室から出火したものです。

出火原因は、電気フライヤで揚げ物を調理した際に出た多量の揚げかすを金属製ザルに入れて放置したため、余熱により酸化発熱が促進され発火したものです。

防災センターの勤務員は、自動火災報知設備のベルが鳴動したので、マスターキーを持って出火室に向かいました。1 階の従業員専用口をマスターキーで解錠し室内を確認すると、調理台付近が燃えているのを発見しました。

火災を発見した勤務員は、防災センターにいた他の勤務員に無線連絡し、連絡を受けた勤務員は防災センターの電話から 119 番通報しました。

火災を発見した勤務員は、無線連絡後、消火器 3 本を使用して初期消火し、さらにボウルで水道水をかけて消火しました。

教 訓 等

出火した食堂調理室では、通常時は調理で出た揚げかすを水に浸して冷却し、翌朝廃棄するという手順を取っていましたが、出火時は守られていませんでした。大量の揚げかすは、水をかけて冷却して冷めやすい環境下に置き、終業時には必ず常温に下がっていることを確認するなど決められた手順を正しく守ることが大切です。

写真 6-6-3 調理室内の焼損状況**写真 6-6-4 揚げかすの焼損状況**

6-7 工場・作業場

事例1 「作業場の排気ダクトから出火した火災」

出火時分 8月 16時ごろ
用途等 作業場 準耐火造 1/0 延 1,708 m²
防火管理 該当選任あり 消防計画あり
被害状況 建物部分焼 1 棟 天井 50 m²、エアコン 1、ダクト 3 m 等焼損
概要

この火災は、機械器具を製造する作業場 1 階ダクトから出火したものです。

出火原因は、排気ダクトに設置されたファンモータのフロント側ベアリングが経年劣化によりロック状態となり、モータの回転が妨げられて電流量が大きくなったため、モータが過熱し配線被覆及びモータ周辺に堆積していた粉じん、樹脂製の防音材に着火し出火したものです。

作業場で作業中の従業員（40 歳代男性）が、焦げ臭いにおいがしたので同僚とともに周囲を確認すると、排気ダクト間に設置された排気ファンの点検口の脇から白煙と炎が出ているのを発見し、備え付けの二酸化炭素消火器を使用しましたが、効果はありませんでした。

事務室にいた従業員は、「火事だ」という声が聞こえたので確認をすると、作業場から白煙が出ていたので、守衛室に連絡し守衛室勤務員が守衛室の電話で 119 番通報しました。

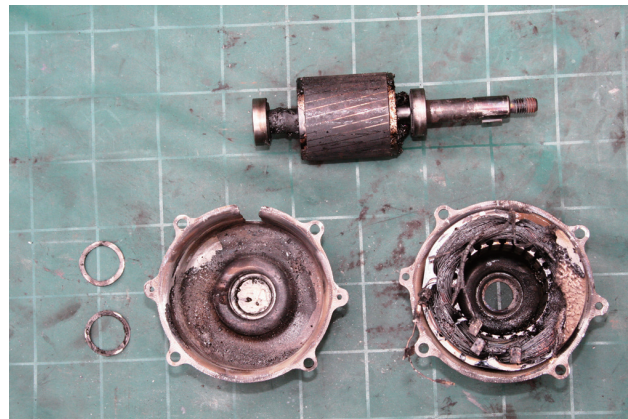
教訓等

工場・作業場で使用する機械は、故障や不具合が生じた場合であっても生産ラインに影響がなければ、応急的な措置のみで稼働させ、大型連休時期にまとめてメンテナンスを実施する事業所も多いようです。使用頻度が高い機械は、日頃の修理やメンテナンスを実施し、最悪の事態を防ぐようにしましょう。

写真 6-7-1 排気ファンの焼損状況



写真 6-7-2 排気ファンモータの焼損状況



事例2 「グラインダを使用中に発生した火花が集塵フィルタに着火した火災」

出火時分 6月 11時ごろ
用途等 作業場 その他構造 1/0 延 1,262 m²
防火管理 非該当
被害状況 建物ぼや 排気設備フィルタ7焼損
概要

この火災は、作業場1階の塗装ブースから出火したものです。

出火原因は、作業員（60歳代男性）が、塗装ブース内で排気設備を作動させて、グラインダを使用して鉄製工具の研磨作業をしたため、飛散した火花が排気設備の集塵フィルタに着火し出火したものです。

作業員は、塗装ブース内で排気設備を作動させながら、社内で使用する鉄製工具を加工するためグラインダで研磨作業をしていたところ、火花が飛んで集塵フィルタに着火したのを発見しました。

火災を発見した作業員は、他の作業員に火災を知らせ、消火器を集めるよう依頼し、合計4人で7本の粉末消火器を使って初期消火を行いました。

別棟事務室にいた事務員は、作業場にいた作業員から内線で火災発生の知らせを受け、会社の電話で119番通報しました。

教訓等

この火災は、普段は屋外で行うグラインダによる研磨作業を、近隣への騒音配慮のため屋内で行うことにし、「排気設備がある塗装ブース内であれば粉じんも吸引してくれるだろう」と作業員が安易に考えて実施したため発生しています。塗装ブースの排気設備は、グラインダの火花を吸引することを考慮していません。

作業場などの大空間では、間仕切壁がなく、一旦延焼してしまうと延焼拡大する割合が非常に高くなります。使用工具、作業場所及び作業内容から、潜む危険について検討し危険予知することが大事です。

写真 6-7-3 塗装ブースの状況**写真 6-7-4 集塵フィルタの焼損状況**

6－8 倉 庫

事例 1 「倉庫内で油ぼろの自然発火により出火した火災」

出火時分 7 月 4 時ごろ

用 途 等 複合用途（倉庫・作業場） 防火造 2/0 延 714 m²

防火管理 非該当

被害状況 建物部分焼 1 棟 内外壁 6 m²、車両若干、コンテナボックス 2 等焼損

概 要

この火災は、複合用途建物の 1 階倉庫から出火したものです。

出火原因は、動植物油を拭き取った布と新聞紙などのごみをビニール袋に入れて、コンテナボックスに集積していたため、動植物油が酸化発熱し自然発火したものです。

近隣者が出火建物を見ると、扉の中央部分が赤くなっているのを発見しました。

火災を発見した近隣者は、同居する義姉に通報を依頼し、依頼を受けた義姉が自宅の電話で 119 番通報しました。初期消火は行われていません。

教 訓 等

油脂の染みた布類は、気温や湿度、換気状況、堆積状況などにより、油脂中に含まれる不飽和脂肪酸が徐々に酸素と結合し、自然発火することがあります。

出火した倉庫では、廃食用油を精製しタンクに貯蔵、出荷する作業を行っており、作業の際にこぼれた高温の油を、布や新聞紙等で拭き取りビニール袋に入れて廃棄していました。作業の責任者及び従業員は、作業工程の中にどのような危険があるのかを認識し、危険予測を行うことが大切です。

写真 6-8-1 倉庫内部の状況



写真 6-8-2 出火箇所の焼損状況



事例 2 「産業廃棄物処理業の倉庫から出火した火災」

出火時分 8月 23時ごろ
用途等 倉庫 その他の構造 1/0 延 130 m²
防火管理 非該当
被害状況 建物全焼 1 棟、部分焼 2 棟 計 3 棟 130 m²等焼損
概要

この火災は、廃品置場として使用される平屋建ての倉庫から出火した火災です。

出火原因は、台車に山積みで積載されていたバッテリーが何らかの要因で転倒し、バッテリーの両極が台車に接触したことで短絡し出火したものです。

出火建物の近隣者は、2 階のベランダに出たところ、道路を挟んだ向かい側にある倉庫に炎が上がっているのを発見し、続いて「ボン、ボン」という音を聞きました。

火災を発見した近隣者は、自分の携帯電話で 119 番通報しました。

初期消火は行われていません。

出火した倉庫は、トタン板の仕切り壁により 3 つの区画に分かれており、その中央区画から出火しています。火災時の熱により変形したトタン板の隙間や、水道管を通すためのトタン板貫通部から建物全体に延焼拡大しました。

教訓等

倉庫は日中の就業時間内は人の出入りがありますが、就業時間外に無人になることが多く、また多数の物品が保管されているため、急激に延焼拡大する危険性があります。倉庫内を常に整理整頓することで、出火防止及び延焼拡大防止につながります。

写真 6-8-3 台車付近の焼損状況



写真 6-8-4 出火したバッテリー付近の状況



6-9 事務所

事例 1 「火種の残った吸殻をごみ箱に捨てたため出火した火災」

出火時分 2月 9時ごろ
 用途等 事務所 耐火造 3/0 延 6,415 m²
 防火管理 該当選任あり 消防計画あり
 被害状況 建物ぼや 内壁、ごみ箱各若干
 概要

この火災は、事務所の2階事務室から出火したものです。

出火原因は、火種の残った吸殻をごみ箱に入れたことにより、ごみ箱内のごみに着火し出火したものです。

事務所の従業員（50歳代男性）が2階廊下を歩いていると、自動火災報知設備のベルが鳴動し、2階中央の通路付近で焦げ臭いにおいがしたので通路の奥を見ると、別会社の事務室のドアの隙間から白煙が出ているのを発見しました。

事務室のドアは施錠されていたため、通路に設置してある粉末消火器の底部で事務所の窓ガラスを割って室内に入り、初期消火をしました。その後、現場に駆け付けた警備員及び建物関係者と協力し屋内消火栓及び粉末消火器を使用し消火しました。

警備員は、自動火災報知設備のベルが鳴動したので受信盤を確認して事務室に駆け付け、何かが燃えているのを確認し、携帯無線機で正門事務所に火災を知らせ、知らせを受けた事務所勤務員が事務所の電話で119番通報しました。

教訓等

近年、室内禁煙や分煙化が実施されていますが、事務室に誰もいなければ喫煙をしてしまうという方もいるようです。その場合、灰皿の準備もなく、空き缶や手近な物を代用して喫煙し、そのままごみ箱に捨ててしまいがちです。

たばこを吸う場合は決められた場所で喫煙し、吸殻は水を入れた灰皿で確実に消すなどの対策が必要です。

写真 6-9-1 事務室の状況

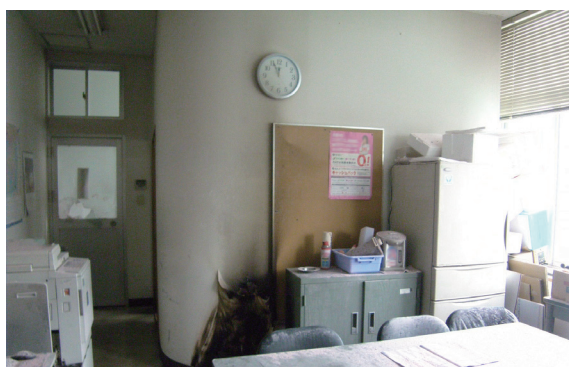


写真 6-9-2 焼損したごみ箱の状況



事例2 「差込みプラグをコンセントに差し込む際にアース線を挟み込んで短絡した火災」

出火時分 5月 18時ごろ
 用途等 事務所 耐火造 37/4 延 153,959 m²
 防火管理 該当選任あり 消防計画あり
 被害状況 建物ぼや 電気配線若干焼損
 概要

この火災は、事務所の33階ミーティングルームから出火したものです。

出火原因は、ミーティングルームでパソコンを使用する際、4口テーブルタップの差込口にパソコンの電源プラグを差し込んだところ、隣の差込口に接続されていたホワイトボードの電源プラグに付属しているアース線を挟み込んだため、短絡し出火したものです。

事務所の従業員（30歳代男性）が、ミーティングルームでパソコンを使用するため、4口テーブルタップの差込口にパソコンの電源プラグを差し込んだところ、「バチン」という音と火花が散るのを発見しました。その後、パソコンの電源が入らなかったため同僚の従業員に知らせました。

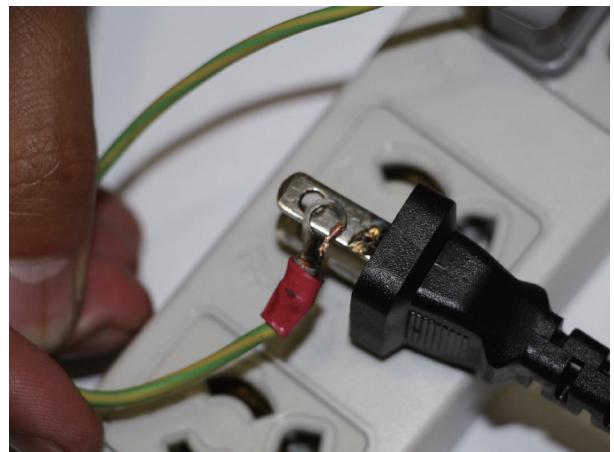
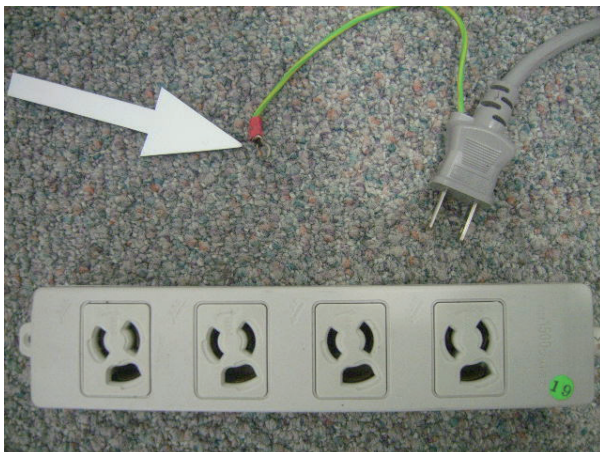
防災センターで分電盤プリアラームが鳴動したため確認に来た防災センター勤務員は、33階で電源復旧作業中に事務所の従業員から事情を聞き、確認したところアース線に溶融痕を確認したので、防災センターに知らせて、防災センター勤務員が防災センターの電話で119番通報しました。

初期消火は行われていません。

教訓等

事務室には多くの電気機器があります。デスクの裏側には延長コードやテーブルタップがあり、差込みプラグをコンセントに差し込む場合は、狭い場所に手を延ばして差し込まなければならないこともあります。その時に、アース線などの配線を挟み込んでしまう可能性があります。日頃からテーブルタップやコンセント周辺を整理する習慣づけが必要です。

写真 6-9-3 テーブルタップとアース線の状況 写真 6-9-4 アース線挟み込みの状況（再現）



6-10 防火管理義務対象物

事例 1 「防火管理者未選任の飲食店から出火した延焼火災」

出火時分 3月 8時ごろ
 用途等 複合用途（飲食店・ネットカフェ等） 耐火造 8/2 延 3,360 m²
 防火管理 該当選任なし 消防計画なし
 被害状況 建物部分焼 1棟 8階 35 m²焼損
 概要

この火災は、複合用途建物 8 階の飲食店の厨房から出火したものです。

出火原因は、飲食店の従業員が大型ガスレンジのオーブンで石焼ビビンパ用の石皿を加熱したことを忘れて放置したため、オーブン上部の汁受け皿にたまっていた油かすが長時間過熱され出火したものです。

飲食店の従業員が営業終了後の店内で仮眠中、自動火災報知設備のベルの鳴動音で目が覚め、厨房を確認すると、大型ガスレンジから炎が立ち上がっているのを発見しました。

火災を発見した従業員は、店内で一緒に仮眠中だった別の従業員を起こして火災を知らせ、建物内に設置してある消火器 2 本を搬送し初期消火しましたが、完全に消すことはできませんでした。

初期消火に失敗した従業員は、屋内階段を使って外に避難する途中、自分の携帯電話で 119 番通報しました。

教訓等

出火建物には消火器以外に屋内消火栓も設置されていましたが、飲食店の従業員が設置されていることを知らなかったため活用されず、延焼してしまいました。

また、出火した飲食店は防火管理者が選任されておらず、消防計画が未作成で、自衛消防訓練も実施されていませんでした。

防火管理義務対象物の管理権原者は、災害に備えて、入居テナントに対し防火管理者を確実に選任させ、防火管理者は、消防計画に基づく自衛消防訓練を定期的実施し、従業員が消防用設備を有効に活用できるように教育することが大切です。

写真 6-10-1 厨房の焼損状況



出火したガスレンジ

写真 6-10-2 大型ガスレンジの状況



写真 6-10-3 レンジ内の状況



事例2 「ホテルの客室から出火し、初期消火に成功した火災」

出火時分 5月 7時ごろ

用途等 ホテル 耐火造 12/2 延 12,637 m²

防火管理 該当選任あり 消防計画あり

被害状況 建物ぼや 内壁若干及び照明器具1、タオル1、鏡1、ドライヤー1 焼損
概要

この火災は、ホテルの6階客室から出火したものです。

出火原因は、出火客室の宿泊者が、前日に浴室で使用したタオルを客室内の照明付き鏡の照明部分に掛け照明の電源を付けたまま外出したため、タオルが過熱され出火したものです。

防災センターの勤務員は、自動火災報知設備のベルが鳴動したため、ホテルの従業員に連絡し、受信盤が表示する出火客室を確認するよう指示しました。

現場確認に向かった従業員は、出火客室をロックしても応答がなかったため、マスターキーでドアを少し開けたところ煙と臭気を感じたため、すぐに防災センターに火災を連絡し、連絡を受けた防災センターの勤務員が119番通報しました。

火災を発見した従業員は、出火客室のスプリンクラー設備が作動したことを確認して室内に入り、廊下から搬送した消火器で消火しました。その後、駆け付けた他の防災センターの勤務員と協力し、屋内消火栓を活用して消火しました。

なお、ホテル内にいた宿泊客350人は、従業員の避難誘導により屋外へ避難しました。

教訓等

この火災は、ホテルの従業員と防災センターの勤務員が連携し、早期に通報、避難誘導を実施しています。さらに、設置された消防用設備を有効に活用し、初期消火に成功しています。防火管理者を中心に、消防計画に基づく自衛消防訓練を定期的の実施してきたことが、安全かつ迅速的確な自衛消防活動につながったと考察します。

類似火災を防止するためには、照明にタオルをかけないよう注意表示をしたり、照明を白熱灯からLEDに交換するなどの対策が有効といえます。

写真 6-10-4 出火した客室の状況

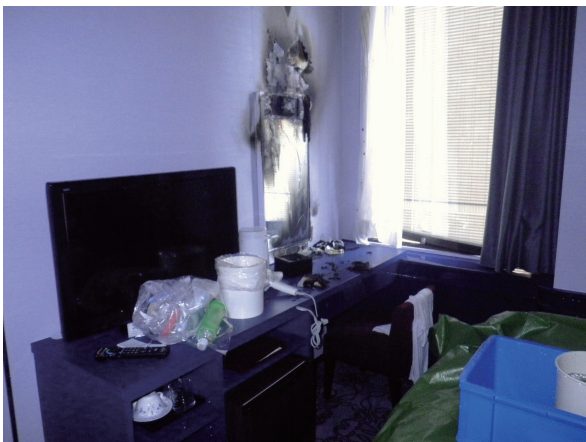


写真 6-10-5 焼損した照明付き鏡（同型品）



6-12 危険物施設

事例 1 「給油取扱所に置かれたオイルチェンジャーから出火した火災」

出火時分 12月 6時ごろ
 用途等 給油取扱所 耐火造 2/0 延 128 m²
 予防規程 該当 保安監督者選任あり
 被害状況 オイルチェンジャー 1 焼損
 概要

この火災は、給油取扱所の敷地内に置かれたオイルチェンジャーを使ってガソリンの抜取作業を行った際に出火したものです。

出火原因は、店員（50 歳代男性）が軽油車にガソリンを誤給油してしまったため、オイルチェンジャーを使って、ガソリンの抜取作業を行った際、オイルチェンジャーのスイッチ接点火花が気化したガソリンに引火し出火したものです。

店員がガソリンを 8 リットル程度抜き取ったところで、オイルチェンジャー上部フロートからオレンジ色の炎が出ました。店員は事務所入口付近に置かれていた粉末消火器を使って初期消火を行いました。オイルチェンジャーは火災により壊れてしまったため、手動ポンプを使い抜取作業を完了させた後、事務所の電話から 119 番通報しました。

教訓等

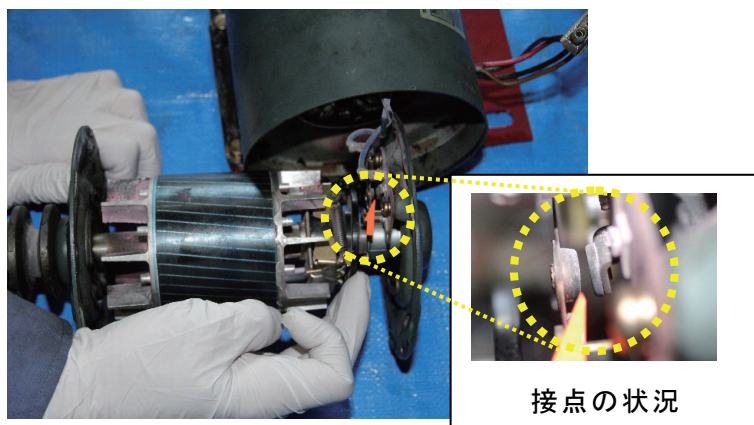
オイルチェンジャーはエンジンオイルなどのオイルを抜き取るための装置です。本体には、「ガソリンは絶対に使用しないで下さい。」、「ガソリン厳禁」、「爆発、火災発生の恐れあり」といった注意書きが記されており、ガソリンの抜取作業に使用すると大変危険です。

すべての給油取扱所では危険物取扱作業手順や保安業務等を定めた予防規程が作成されています。給油取扱所で働く店員に対しても予防規程の内容を周知するとともに、特に誤給油等のトラブル発生時の対応については日頃から十分指導し、対応方法等を熟知しておく必要があります。

写真 6-12-1 オイルチェンジャーの状況



写真 6-12-2 モータ内部の状況



接点の状況

事例 2 「印刷インキ製造所のウエスから出火した火災」

出火時分 8月 8時ごろ
用途等 一般取扱所 耐火造 2/0 延 955 m²
防火管理 該当选任あり 消防計画あり
被害状況 建物ぼや ウエス若干焼損
概要

この火災は、印刷インキ製造所でインキを拭き取るために使われたウエスから出火した火災です。

出火原因は、アマニ油や大豆油等を含有するインキを拭き取った多量の使用済みウエスを金属製ボックスに回収し、蓋を被せて長時間放置していたために、ウエ스에染み込んだ油分が酸化発熱し出火したものです。

製造所の従業員は出勤した際、異臭を感じたため周辺を確認したところ、使用済みウエスを回収する金属製ボックスから煙が出ているのを発見しました。火災を発見した従業員は周囲の従業員に火災を知らせ、知らせを受けた従業員が事務所の電話で所轄消防署に通報しました。初期消火は行われていません。

教訓等

油分が染み込んだウエスやタオルなどを、多量に積み重ねていると、内部に蓄積した熱が油分の酸化発熱を促進し出火に至る危険性があります。

多量の油分が染み込んだ使用後のウエスは、堆積した状態でボックスやかごの中に放置せず、風通しの良い場所で蓄熱しないように保管してください。

事務所責任者は、従業員に対して、油分を含んだウエス類の火災危険と正しい取扱方法について具体的に教育し、出火防止に努めましょう。

写真 6-12-3 回収ボックスの状況**写真 6-12-4 使用済みウエスの焼損状況**

6-13 車両

事例 1 「改造したカーナビの配線が短絡し出火した火災」

出火時分 7月 20時ごろ

用途等 普通乗用車

被害状況 車両部分焼 乗用車のダッシュボード等焼損

概要

この火災は、屋外駐車場に駐車された車両の車内から出火したものです。

出火原因は、車両の所有者が、走行中にカーナビゲーション・システム（以下、「カーナビ」という。）を操作できるようにする社外品の解除装置をカー用品店で取り付けてもらった際、配線の一部がステアリングロアカバーの接合部に挟み込まれた状態で設置されたため、配線被覆が損傷して短絡し出火したものです。

車両の所有者が、飲食店の屋外駐車場に車両を駐車し食事中、通行人が、車両の運転席付近から炎が立ち上がっているのを発見し、自分の携帯電話で119番通報しました。なお、初期消火は行われていません。

教訓等

純正カーナビは、運転手のわき見運転を防止するため、走行中の操作を制限する装置が取り付けられています。この装置を解除するための社外品の解除装置が販売されており、カー用品店で取付けを依頼したり、自分で購入し取り付ける所有者がいるようです。

しかし、今回のように電気系統の改造をして配線被覆の損傷等が起きた場合、駐車中であっても火災が発生する危険性があります。車両改造の危険性を認識し、車両を正しく整備することが大切です。

写真 6-13-1 車内の焼損状況

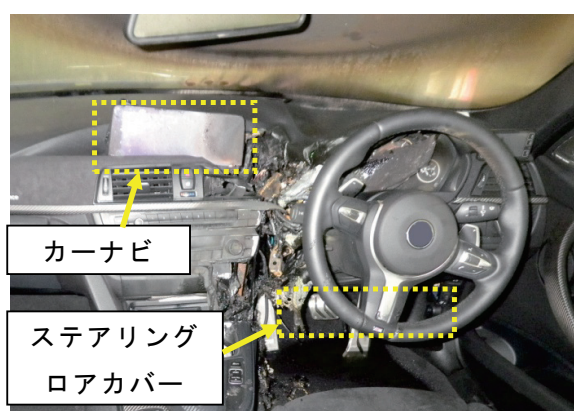
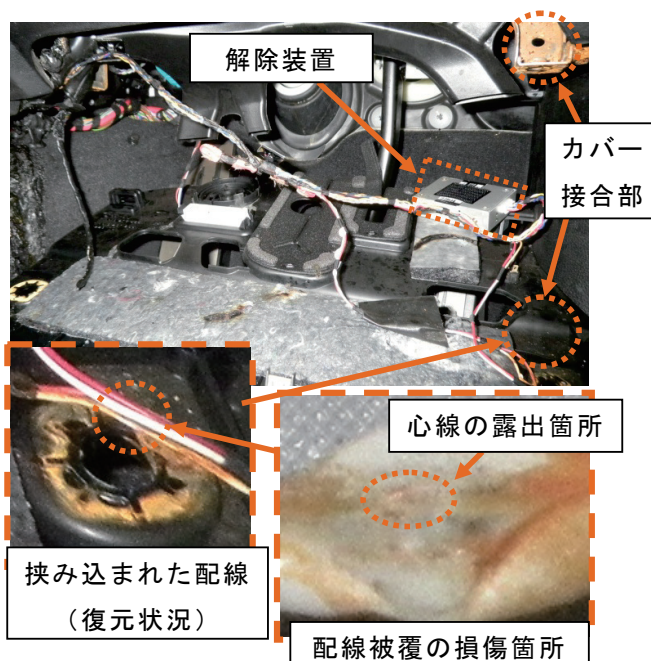


写真 6-13-2 ステアリングロアカバー内の状況



事例2 「ライターのスイッチが誤って入り出火した火災」

出火時分 8月 0時ごろ

用途等 普通乗用車

被害状況 車両全焼 乗用車1、自転車2台若干焼損

概要

この火災は、路上に停車中の車両から出火したものです。

出火原因は、出火車両の所有者が、車両後部に荷物の積載スペースをつくるため2列目シートを一番前までスライドさせた際、スライドレール上に落ちていた電子ライター（押し下げ式）がレールに挟まって押され点火し、フロアマットに着火して出火したものです。

所有者は、荷物の積込作業をするため、路上に車両を停車し、2列目シートをスライドさせてからその場を離れていたところ、「ボンッ」という音が聞こえたので車両に戻ると、車内が燃えているのを見出し、自分の携帯電話から119番通報しました。

パトカーで駆け付けた警察官が、車載消火器で初期消火しましたが、消火できませんでした。

教訓等

この火災の問題点は、車内でのライターの管理状況にあります。

ライターは簡単にスイッチが入り点火してしまう場合があるので、車内に落としたままにすると、今回のように思わぬ火災が発生する危険性があります。

所有者がたばこを吸わなくても、たばこを吸う同乗者がライターを落とすこともあります。

日頃から、ライターを車内に置いたままにすることなく、車内清掃の時などにライターがシートの隙間などに落ちていないか確認することが大切です。

写真 6-13-3 車両外観の焼損状況



写真 6-13-4 荷台の焼損状況



風防

スプリング

レール上で発見されたライター焼損物

7 消防用設備等の活用状況

事例 1 「地下駐車場で車両から出火し、泡消火設備が奏効した火災」

出火時分 11 月 13 時ごろ
 用途等 複合用途（飲食店・事務所等） 耐火造 53/5 延 117,882 m²
 防火管理 該当選任あり 消防計画あり
 被害状況 建物ぼや 車両 1 台、監視カメラ若干等焼損
 概要

この火災は、複合用途ビルの地下 3 階駐車場に駐車した車両から出火したものです。

出火原因は、車両のエンジンルームで何らかの理由によりシリンダーオイルが漏えいし、高温の排気管に接触したため出火したものです。

出火車両を地下駐車場に駐車させた運転者は、車両の前輪部から煙がでているのを発見し、地下駐車場に設置してある消火器 2 本を搬送し使用しましたが消火できませんでした。

その後、運転手は非常電話を使って防災センターに火災を知らせた後、地下駐車場に設置されていた泡消火設備の手動起動装置を作動させ、初期消火しました。

非常電話で火災の知らせを受けた防災センターの警備員は、防災センターの電話で 119 番通報しました。

教訓等

この火災は、地下駐車場に設置されていた消防用設備が有効に活用され、被害を最小限に抑えることができました。

不特定多数の人が利用する地下駐車場で火災があった場合、早期に煙が充満する危険性がある地下空間で避難経路を見失い、逃遅れによる死傷者が発生する危険性があります。

建物関係者や防災センターの警備員は、日頃から消防用設備の熟知と維持管理に努め、実践的な自衛消防訓練を定期的に実施することで、いつ発生するかわからない火災に備えることが重要です。

写真 7-1 出火箇所の状況



写真 7-2 作動させた手動起動装置



事例2 「消防用設備が維持管理されていない改装工事中の飲食店から出火した火災」

出火時分 7月 20時ごろ
 用途等 複合用途（飲食店・店舗等） 耐火造 11/1 延 1,150 m²
 防火管理 該当選任あり 消防計画あり
 被害状況 建物ぼや ダクト9m、天蓋若干、照明器具3等焼損 負傷者2人
 概要

この火災は、雑居ビルの地下1階で、新規オープンするため店内を改装工事中だった飲食店の厨房から出火したものです。

出火原因は、飲食店の従業員が試作料理を調理するため、片手鍋に調理油を入れ大型ガスレンジのこんろで加熱中、その場を離れたため調理油が過熱され出火したものです。

従業員は、厨房から経営者に呼ばれて客席部分に行き打ち合わせをしていた際、ボンという音がしたので厨房内を確認すると、大型ガスレンジから炎が上がっているのを発見しました。

火災を発見した従業員は、店内入口付近にあった粉末消火器1本を搬送しましたが、消火レバーを握っても消火剤が放射されなかったため初期消火を諦め、経営者と一緒に屋外へ避難しました。

通行人が出火建物から煙が出ているのに気付き、自分の携帯電話で119番通報しました。

この火災で、隣接建物の居住者2人が、避難中に煙を吸って負傷しています。

教訓等

この火災は、火元建物の自動火災報知設備の音響装置が何らかの理由で停止されていたため、火災発生時にベルが鳴動せず発見が遅れました。また、初期消火に使用された粉末消火器も、新たに用意されたものではなく、居抜きで入居する前から残されていたボンベ圧のない消火器であったため、消火剤が放出されませんでした。

消防用設備の変更のない改装工事であっても、事前に消防署に相談して工事中の消防計画を作成し、特に火気設備を取り扱う場合は、消防用設備が適切に維持されていることを確認することが大切です。

写真 7-3 出火した厨房の状況



写真 7-4 使用できなかった消火器



8 延焼拡大・避難状況

事例 1 「共同住宅から出火し、上階に延焼拡大した火災」

出火時分 6月 18時ごろ
 用途等 複合用途（共同住宅・事務所等） 耐火造 14/0 延 9,942 m²
 防火管理 該当選任あり 消防計画あり
 被害状況 建物部分焼 1棟 7階 35 m²、外壁 52 m²等焼損 負傷者 2人
 概要

この火災は、共同住宅の7階居室から出火したものです。
 出火原因は、出火住戸の居住者が吸ったたばこの不始末に起因したものと推定されますが、特定できないため不明です。

出火住戸には、居住者3人が住んでおり、出火時は1人が外出中で、2人が自分の部屋に在室していました。

自室にいた居住者（20歳代男性）は、部屋に煙が入ってきたので廊下を確認すると、廊下に黒い煙が滞留し、リビングルームが燃えているのを発見しました。

火災を発見した居住者は、煙のため玄関から避難することができず、もう一人の居住者（20歳代男性）と一緒に自室のベランダに避難していたところを、はしご車で救助されましたが、2人とも煙を吸って受傷しています。

なお、出火住戸の上階に住む居住者が、煙で火災に気が付き、自宅の電話で119番通報しました。

延焼拡大状況

7階出火住戸の居室で立ち上がった炎は、天井に達し、室内全体に延焼拡大した後、隣室との襖、廊下との木製扉を介して住戸全体に延焼拡大しました。

さらに、出火室のベランダから噴出した火炎は、スパンドレルを超えて上階住戸のベランダにあったエアコン室外機等に延焼しましたが、上階住戸の窓が閉じられていたため、上階住戸内への延焼には至りませんでした。

写真 8-1 消防隊到着時の状況



写真 8-2 出火室の焼損状況



事例2 「雑居ビル3階の漫画喫茶のベランダから出火し、在館者が多数避難した火災」

出火時分 9月 18時ごろ
 用途等 複合用途（物品販売店舗・漫画喫茶等） 耐火造 8/1 延 2,507 m²
 防火管理 該当選任あり 消防計画あり
 被害状況 建物ぼや 外壁若干、エアコン室外機2等焼損 負傷者1人
 概要

この火災は、複合用途建物の3階漫画喫茶のベランダから出火したものです。

出火原因は、ベランダに設置されたエアコン室外機の電気配線から何らかの理由で出火したものと推定されますが、特定できないため不明です。

通行人が、出火建物の3階ベランダから黒い煙と炎が出ているのに気付き、自分の携帯電話で119番通報しました。

漫画喫茶の個室ブース内にいた利用客は、ゴムが燃えるようなにおいと「ミシミシ」という音がしたので店内を確認すると、ベランダが燃えていたので、店内に設置されていた消火器を搬送して窓越しに初期消火しました。その際、煙を吸い込み負傷しています。

漫画喫茶には、利用客が29人いましたが、従業員3人の避難誘導により屋内階段で全員避難しています。また、他階にも多数の在館者がいましたが、消防隊の避難誘導により屋外へ避難しています。

教訓等

出火建物には、屋内階段以外に屋外階段も設置されていましたが、漫画喫茶の屋外階段に通じる避難口の前には本棚が置かれていたため、使用できない状態でした。

漫画喫茶は、常時、不特定多数の利用者が個室スペース内に滞在しており、火災発生時に利用者への避難誘導が遅れる可能性があり、避難に屋外階段が利用できないと、多数の死傷者が発生する危険性があります。

防火管理者は、避難口、階段、避難通路等に避難障害となる物を置いたりしないよう維持管理に努め、積極的に自衛消防訓練を実施して従業員を教育し、ハードとソフトの両面で火災に備えることが大切です。

写真 8-3 出火建物の状況



写真 8-4 ベランダの焼損状況

